

# ◆ 第1部 ◆

## 出入国管理をめぐる近年の状況

# 第1章 外国人の入国・在留等の状況

## 第1節◆外国人の出入国の状況

### 1 外国人の出入国者数の推移

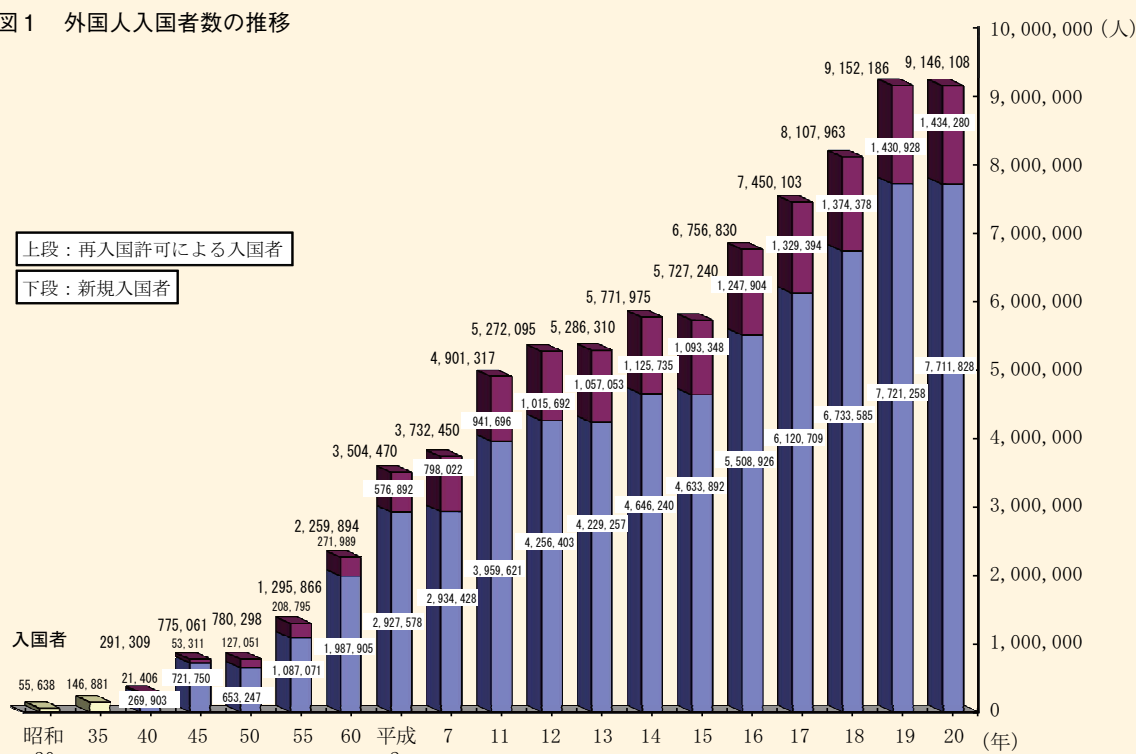
#### (1) 外国人の入国

##### ア 入国者数

我が国への外国人入国者数は、出入国管理に関する統計を取り始めた昭和25年はわずか1万8千人であったが、27年4月28日に「日本国との平和条約」（昭和27年条約第5号）が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて入国の許否を決することとなり、また、その後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備によって外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり、53年には100万人、59年には200万人、平成2年には300万人、8年には400万人、12年には500万人の大台をそれぞれ突破し、19年には915万2,186人と過去最高を記録したが、20年は、19年と比べて6,078人（0.07%）減少の914万6,108人となり、前年をやや下回った。

これは、平成20年の上半期においては増加傾向であった外国人入国者数が下半期において減少したためであるが、その要因としては世界的な景気後退などが考えられる（図1）。

図1 外国人入国者数の推移

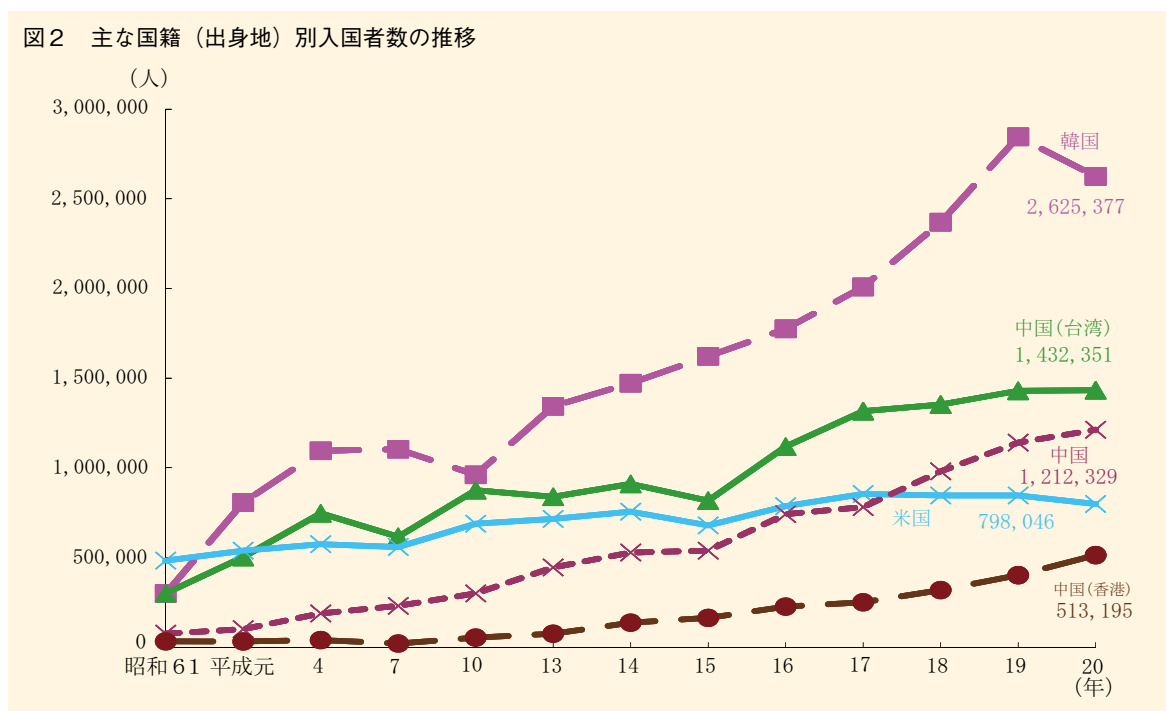


(注) 昭和30年及び35年は、入国者の内訳を算出してない。

なお、平成20年における外国人入国者914万6,108人のうち「新規入国者」数は771万1,828人で、19年の772万1,258人と比べて9,430人(0.12%)減少し、「再入国者」数は143万4,280人で、19年の143万928人と比べて3,352人(0.23%)増加している。

## イ 国籍(出身地)別

平成20年における外国人入国者数を国籍(出身地)別に見ると、韓国が262万5,377人と最も多く、入国者全体の28.7%を占めている。以下、中国(台湾)、中国、米国、中国(香港)、オーストラリアの順となっている(注)。このうち、隣接国(地域)である韓国、中国(台湾)、中国の3か国(地域)で入国者数全体の57.6%と半数以上を占めており、また、上位5か国(地域)で全体の72.0%を占めている。このうち、韓国は、為替等の影響により平成20年の入国者数は19年に比べ7.7%減少しているものの、昭和63年に米国を抜いて第一位となって以来その座にあり、海外渡航に係る規制緩和がなされ、韓国人で「短期滞在」を目的とする者に対する査証免除がなされたことなど、両国間の人の交流拡大のための様々な施策が功を奏したものと考えられる。また、中国(台湾)も平成2年に米国を抜いて以来、第二位の位置にあるが、特に近年は日本各地へのチャーター便を利用した旅行ブームや、台湾居住者で「短期滞在」を目的とする者に対する査証免除措置が実施されたことにより、多くの観光客が来日している(図2)。



上位5か国の国籍(出身地)について平成19年と20年で入国者数を比較すると、韓国が22万179人(7.7%)減少、中国(台湾)が3,478人(0.2%)増加、中国が7万1,910人(6.3%)増加、米国が4万7,831人(5.7%)減少、中国(香港)が11万1,610人(27.8%)増加となっている。

その他、フランスが1万40人(7.1%)増加、オーストラリアが1万9,462人(8.6%)増加、英国が1万5,058人(6.5%)減少となっている。

(注) 出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「中国(台湾)」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券（SAR (Special Administrative Region) 旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国籍者を含む。）を「中国(香港)」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券（BNO (British National Overseas) 旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年6月30日以前）に旧香港政庁発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国(香港)」と記載している。なお、BNO旅券は更新発給が制限されており、順次SAR旅券に移行している。

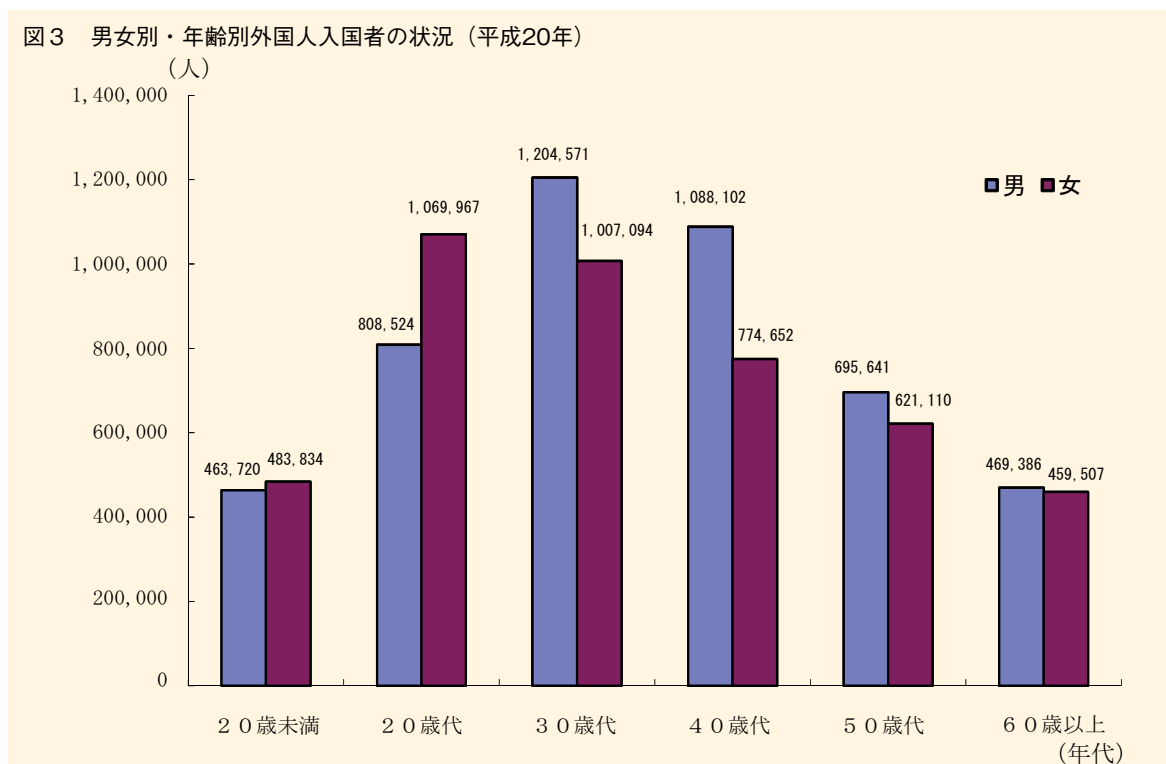
他方、外国人登録関係の統計においては、中国については出身地を区別せず「中国」と記載し、また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

なお、外国人登録者数の統計上、在日韓国・朝鮮人については、「韓国・朝鮮」として一括集計している。

## ウ 男女別・年齢別

平成20年における外国人入国者について男女別にその数を見ると、男性472万9,944人、女性は441万6,164人であり、男女比率は、男性が全体の51.7%、女性が48.3%となっており、男性が女性を上回っている。この男女比率については、19年と比べ、男性が0.7ポイントの減少、女性が0.7ポイント増加となっている。

次に、平成20年について年齢別に見ると、30歳代が最も多く、入国者全体の24.2%となっている。さらに、年齢別の男女構成比で見ると、30歳代以上の年齢層では男性の比率が高く、20歳代以下の年齢層では女性の比率が高いことが特徴的である（図3）。



## エ 入国目的（在留資格）別

我が国に入国する外国人について、入国目的別の増減傾向を探るには、在留資格別の新規入国者数の推移が手掛かりとなる（表1）。

表1 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成16	17	18	19	20
総数		5,508,926	6,120,709	6,733,585	7,721,258	7,711,828
外交		8,710	10,047	8,682	9,205	12,029
公用		12,633	17,577	13,136	14,519	24,358
教授		2,339	2,253	2,380	2,365	2,456
芸術		197	245	223	239	222
宗教		971	846	897	985	828
報道		150	248	92	119	226
投資・経営		675	604	777	918	919
法律・会計業務		-	2	3	8	2
医療		1	2	3	6	1
研究		577	607	555	559	563
教育		3,180	2,954	3,070	2,951	2,930
技術		3,506	4,718	7,715	10,959	9,212
人文知識・国際業務		6,641	6,366	7,614	7,426	5,690
企業内転勤		3,550	4,184	5,564	7,170	7,307
興行		134,879	99,342	48,249	38,855	34,994
技能		2,211	3,059	4,239	5,315	6,799
文化活動		4,191	3,725	3,670	3,454	3,378
短期滞在		5,136,943	5,748,380	6,407,833	7,384,510	7,367,277
留学		21,958	23,384	26,637	28,779	34,005
就学		15,027	18,090	19,135	19,160	24,111
研修		75,359	83,319	92,846	102,018	101,879
家族滞在		13,553	15,027	17,412	20,268	22,167
特定活動		6,478	16,958	7,446	8,009	8,413
日本人の配偶者等		23,083	24,026	26,087	24,421	19,975
永住者の配偶者等		807	990	1,319	1,710	1,964
定住		31,307	33,756	28,001	27,326	20,123
一時庇護		-	-	-	4	-

この新規入国者数は、言わば、我が国における外国人の人の流れを示す「フロー」に当たるものであり、後記の我が国における外国人登録者数がある時期の滞在者の統計を示す「ストック」という関係になる。

### (ア) 短期滞在者

入国目的別、すなわち在留資格別の外国人新規入国者数では、観光客やビジネス関係者等の短期滞在者が例年90%以上を占めている。特に観光客の動向は、各種イベントの開催や為替レートの動向、さらには観光客誘致のための各種施策の実施等、我が国をめぐる様々な事情に比較的影響されやすいことから、そうした短期滞在者が大部分を占める外国人新規入国者数の推移は、結局その時期の社会の状況や動きを反映しているといえることができる。

なお、この在留資格をもって在留する外国人は、就労活動に従事することができないことに加え、比較的簡易な手続により入国を認めていることもあって、他の在留資格への変更は原則としてできないことになっている（入管法第19条、第20条）。

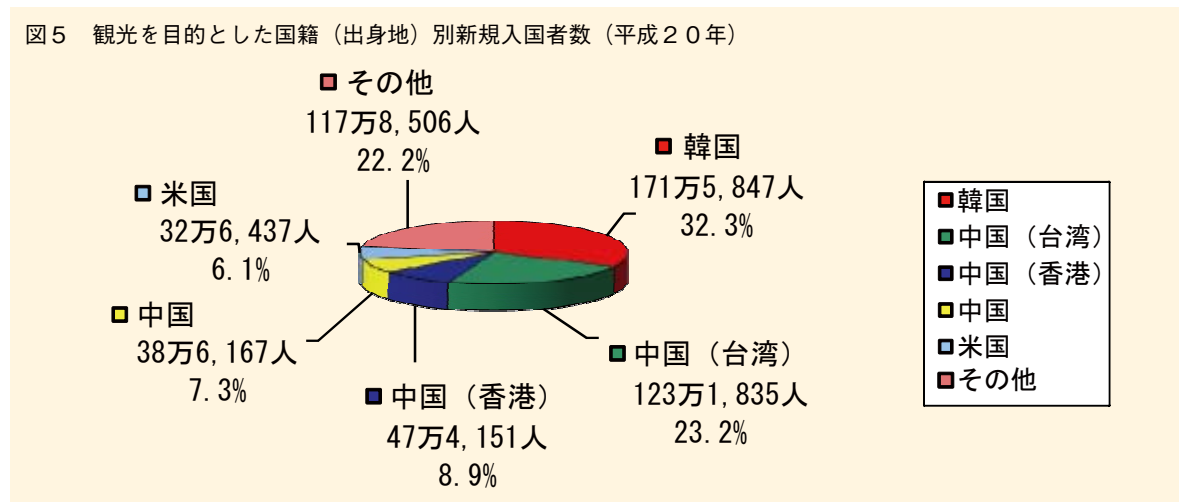
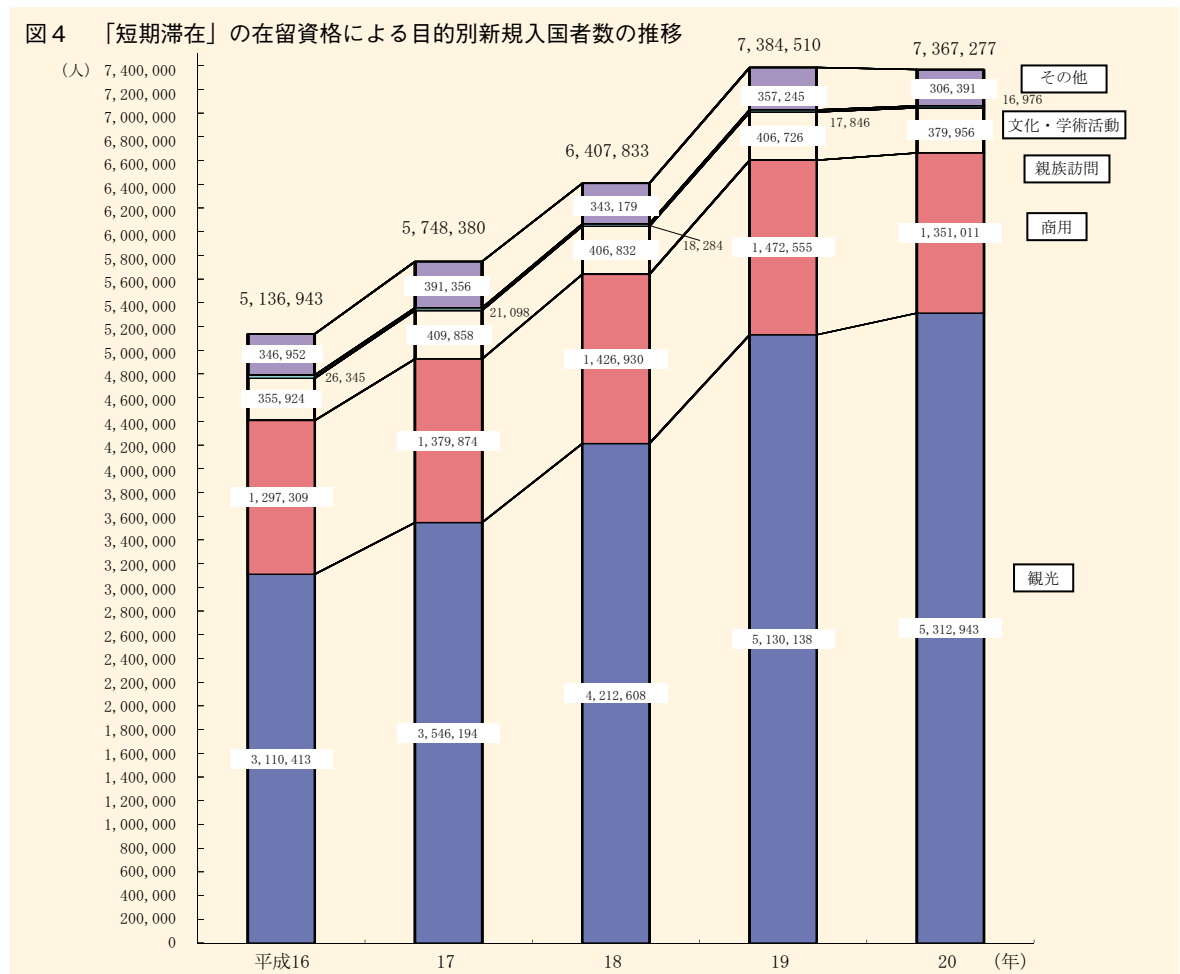
「短期滞在」の在留資格による平成20年の新規入国者数は、736万7,277人で、新規入国者全体の95.5%を占めており、19年と比べ1万7,233人（0.2%）の減少となっている。

平成20年における「短期滞在」による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を

目的とした外国人は531万2,943人で新規入国者全体の68.9%を占め、商用を目的とした外国人が135万1,011人（17.5%）と続いている。

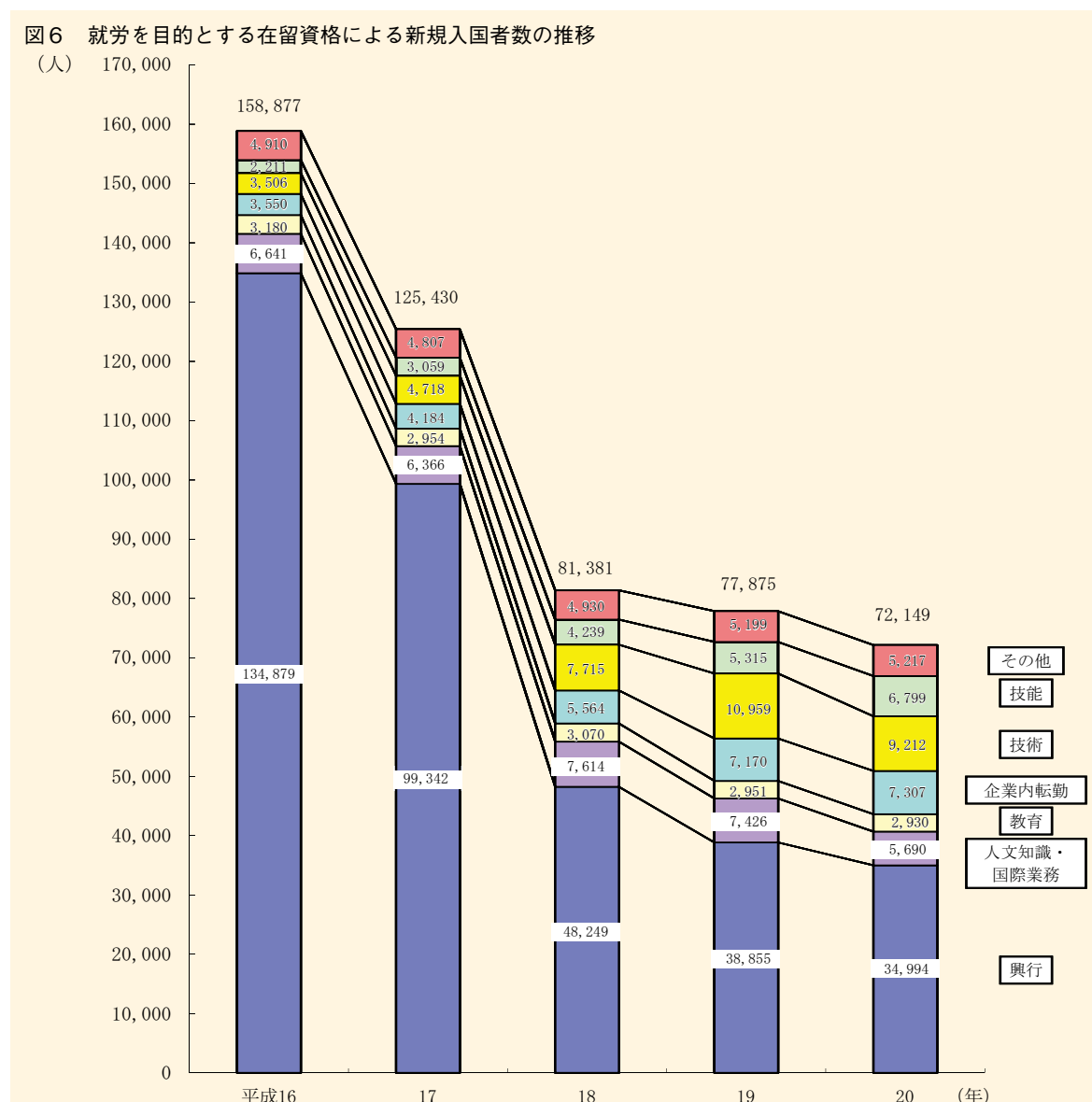
観光を目的とした新規入国者数について国籍（出身地）別に見ると、韓国が171万5,847人で最も多く、観光を目的とした新規入国者全体の32.3%を占めている。

以下、中国（台湾）の123万1,835人（23.2%）、中国（香港）の47万4,151人（8.9%）、中国の38万6,167人（7.3%）の順となっている。韓国、中国（台湾）からの観光客で5割を超えており、今後もこれらの観光客の誘致が積極的に行われていくものと思われる（図4、5）。



## (イ) 就労を目的とする外国人

平成20年における就労目的の在留資格（「外交」及び「公用」を除く。）による新規入国者数は7万2,149人であり、19年と比べ5,726人（7.4%）減少となっている。これは、前年に引き続き、「興行」の在留資格による新規入国者数が減少したほか、近年増加傾向にあった外国人社員等が該当する在留資格（「技術」及び「人文知識・国際業務」）の在留資格での新規入国者数が減少したことが要因である（図6）。



平成20年における新規入国者全体に占める、就労目的の在留資格による新規入国者数の割合は0.9%である。

なお、これに含まれない「日本人の配偶者等」や「定住者」などの在留活動に制限のない在留資格を持つ外国人、旅行を目的としつつその資金に充当するための就労が可能なワーキング・ホリデー制度の利用者、大学教育の一環として我が国の企業に受け入れられて就業体験をする、いわゆるインターンシップ制度を利用する外国の大学生及び資格外活動の許可を受けた留学生等も同許可の範囲内で就労が認められているので、実際に働くことのできる外



国人の割合は更に大きなものとなる。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

#### a 「技術」, 「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」

(資料編2統計(1) 2-1, 3-1, 4-1)

いわゆる外国人社員に該当する在留資格での平成20年の新規入国者数は、「技術」の在留資格9,212人, 「人文知識・国際業務」の在留資格5,690人, 「企業内転勤」の在留資格7,307人の計2万2,209人となっており, 19年と比べ, 「技術」の在留資格は1,747人(15.9%)の減少, 「人文知識・国際業務」の在留資格は1,736人(23.4%)の減少, 「企業内転勤」の在留資格は137人(1.9%)の増加となり, これらの在留資格の合計では3,346人(13.1%)の減少となっている。

なお, 後記第2節1(3)イのとおり, これらの在留資格のいずれについても, 日本に在留する外国人登録者数は近年ほぼ一貫して増加しており, 20年12月末現在で「技術」5万2,273人, 「人文知識・国際業務」6万7,291人, 「企業内転勤」1万7,798人の計13万7,362人となっており, 19年と比べて1万4,804人(12.1%)増加し, 専門的, 技術的分野の外国人労働者の我が国での在留の長期化・定着化が進んでいる。

「技術」の在留資格による新規入国者数を国籍(出身地)別に見ると, 中国, 韓国, ベトナム, インドの順となっており, これら4か国で「技術」の在留資格による新規入国者全体の80.5%を占めている。19年まではこれら4か国の新規入国者数が一貫して増加してきたが, 20年はベトナムを除き減少している。

一方, 「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数は, 米国, 中国, 韓国, 英国の順となっており, これらの4か国で「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者全体の57.8%を占めており, 語学に関連する分野への就業形態が依然として中心となっている。

また, 「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数は, 中国, 米国, 韓国, インドの順となっており, これらの4か国で「企業内転勤」の在留資格による新規入国者全体の61.8%を占めている。

#### b 「技能」(資料編2統計(1) 6-1)

外国人の熟練した職人ともいうべき「技能」の在留資格による新規入国者数は, 平成13年以降減少していたが, 16年に増加に転じ, 20年は19年と比べ1,484人(27.9%)増加の6,799人となった。

なお, 日本に在留する「技能」に係る外国人登録者数は平成13年から一貫して増加しており, 20年12月末現在で2万5,863人となっており, 我が国においてその熟練した技能をいかして就労する外国人は増加している。

「技能」の在留資格による平成20年の新規入国者数を国籍(出身地)別に見ると, 外国料理の調理師がこの在留資格の多くを占めていることもあって, 中国, ネパール, インド, タイの順となっており, これらの4か国で「技能」の在留資格による新規入国者全体の



85.6%を占めている。

### c 「興行」(資料編2統計(1)5-1)

「興行」の在留資格による新規入国者数は、平成13年以降一貫して増加していたところ、17年以降減少し、20年も19年と比べ3,861人(9.9%)減少の3万4,994人となった。しかし、依然として就労を目的とする在留資格の中で最も大きな割合を占めている。

「興行」の在留資格による平成20年の新規入国者数を国籍(出身地)別に見ると、米国、フィリピン、英国、ロシアの順となっており、フィリピンは歌手、ダンサーとして稼働する者を中心に3,185人と全体の9.1%を占め、19年に比べ、2,348人(42.4%)減少している。このように大幅に減少した理由としては、在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直しにより、上陸審査・在留審査の厳格化が図られたことなどが考えられる。

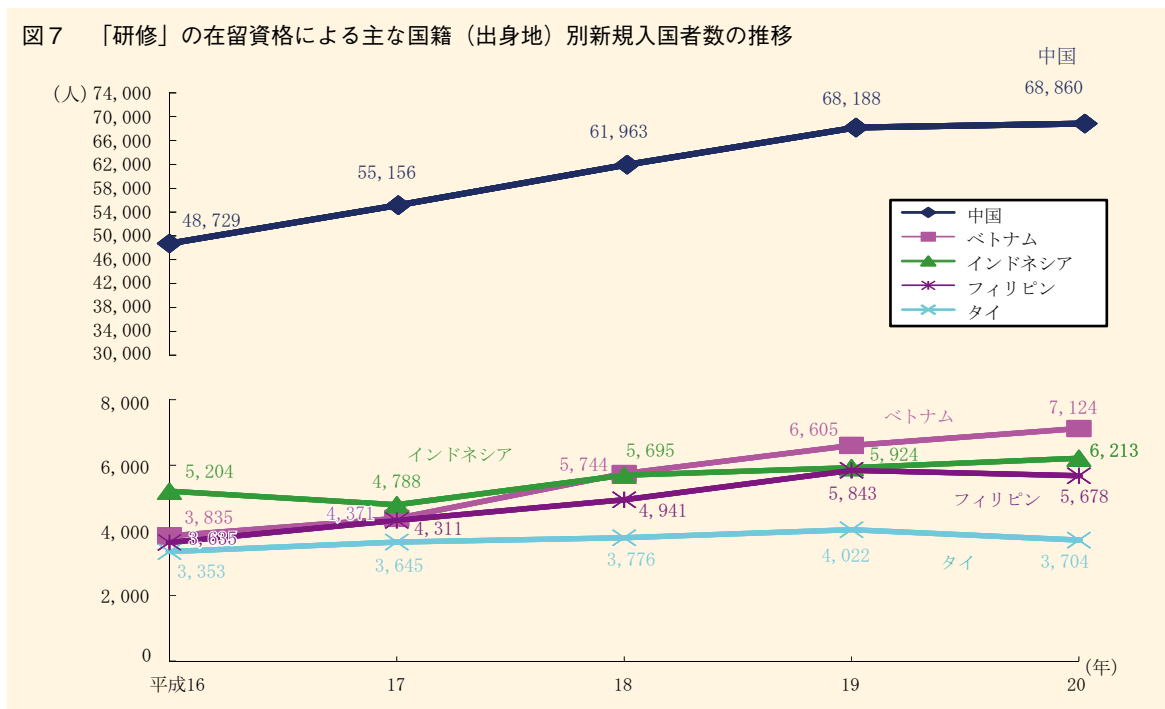
## (ウ) 学ぶことを目的とする外国人

### a 研修生(資料編2統計(1)9-1)

「研修」の在留資格による平成20年における新規入国者数は10万1,879人であり、19年と比べ139人(0.1%)減少した。

これを地域別に見ると、研修生の派遣、受入れの需要が最も高い近隣諸国を中心とするアジアが、平成20年には9万7,311人で全体の95.5%を占めており、日本社会の様々な分野におけるアジアとのつながりから考えて、今後もこの傾向は続くと考えられる。アジア以外では、アフリカ1,488人(1.5%)、ヨーロッパ1,084人(1.1%)となっている(図7)。

図7 「研修」の在留資格による主な国籍(出身地)別新規入国者数の推移



「研修」の在留資格による平成20年の新規入国者数を国籍(出身地)別に見ると、中国が6万8,860人で「研修」の在留資格による新規入国者全体の67.6%を占め、以下、ベトナム7,124人(7.0%)、インドネシア6,213人(6.1%)、フィリピン5,678人(5.6%)の順となっている。

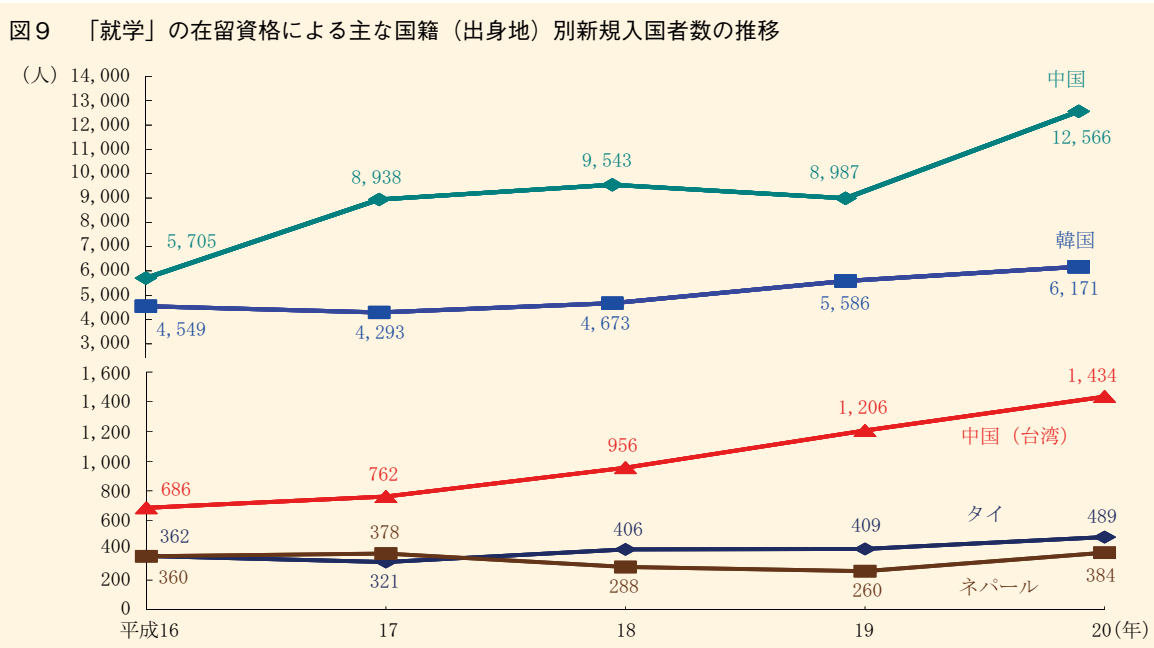
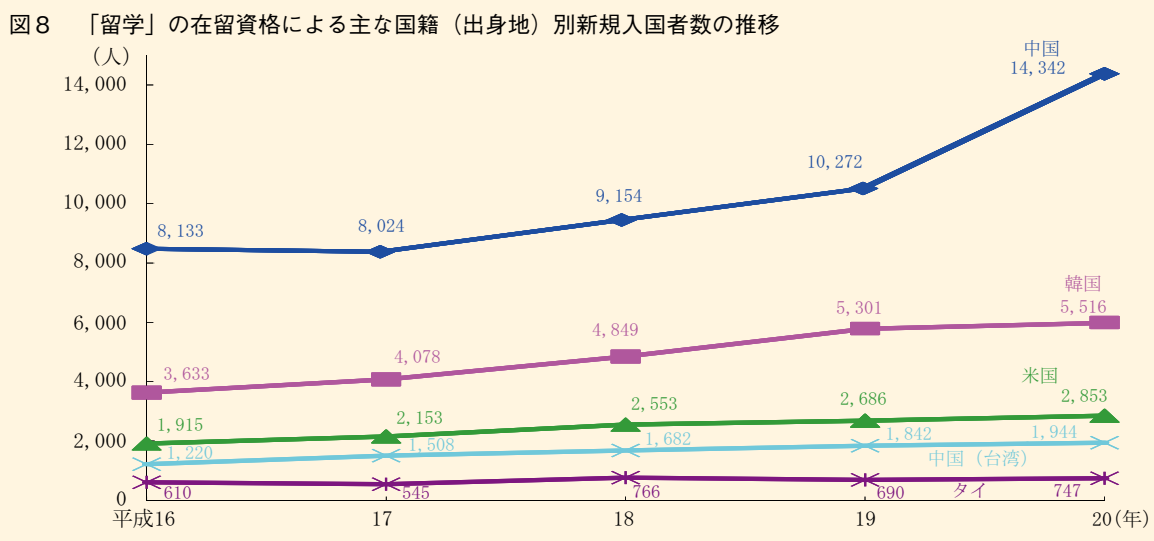
b 留学生・就学生（資料編2統計（1）7-1, 8-1）

「留学」の在留資格による平成20年における新規入国者数は、19年と比べ5,226人(18.2%)増加の3万4,005人、「就学」の在留資格による20年における新規入国者数は、19年と比べ4,951人(25.8%)増加の2万4,111人となっている。

平成20年の新規入国者数を地域別に見ると、「留学」,「就学」のいずれについてもアジアからの学生が大部分を占めている(留学生78.9%, 就学生93.3%)。

さらに、国籍(出身地)別に見ると、留学生については、中国が1万4,342人で全体の42.2%を占めており、これに韓国5,516人(16.2%)が続いている。平成19年と比べ中国は4,070人(39.6%), 韓国は215人(4.1%)増加した。

また、就学生については、中国が1万2,566人で全体の52.1%を占めており、これに韓国が6,171人(25.6%)が続いている。平成19年と比べ中国は3,579人(39.8%)増加, 韓国は585人(10.5%)増加している(図8, 9)。



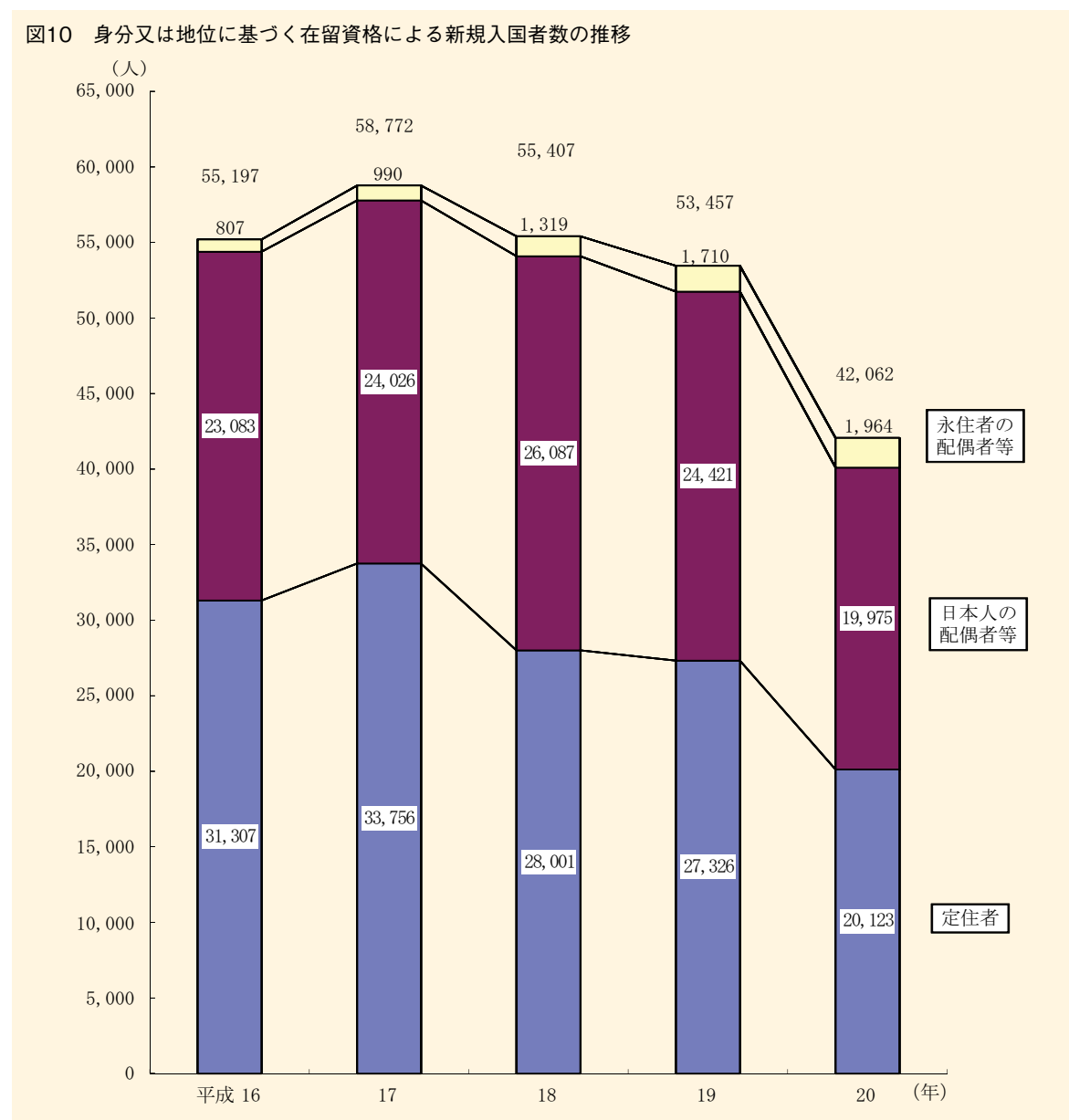
## (エ) 身分又は地位に基づいて入国する外国人（資料編2統計（1）11-1, 12-1）

身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある。

なお、「永住者」は日本における在留実績を積んだ後に取得できる在留資格であり、外国人が入国の時点で「永住者」の在留資格を受けることはない。

「日本人の配偶者等」の在留資格による平成20年における新規入国者数は1万9,975人、「永住者の配偶者等」の在留資格は1,964人となっており、19年と比べ「日本人の配偶者等」は4,446人（18.2%）減少、「永住者の配偶者等」は254人（14.9%）増加している。

平成20年における「定住者」の新規入国者数は2万123人で19年と比べ7,203人（26.4%）減少しており、国籍（出身地）別に見ると、ブラジルが9,635人で全体の47.9%を占めており、これにフィリピン3,811人（18.9%）、台湾、香港を含む中国が3,692人（18.3%）、ペルー1,119人（5.6%）と続いている（図10）。



## (2) 特例上陸（一時庇護のための上陸の許可を除く。）

平成20年に特例上陸の許可を受けた者の数は207万9,981人であり、19年と比べ9,475人(0.5%)減少している。

このうち、平成20年における乗員上陸許可件数は204万7,221人であり、特例上陸許可件数全体の98.4%と大部分を占め、寄港地上陸許可件数が3万1,908人(1.5%)でこれに続いている(表2)。

表2 特例上陸許可件数の推移

(件)

区分	年	平成16	17	18	19	20
総数		2,080,354	2,101,462	2,092,527	2,089,456	2,079,981
寄港地上陸		133,397	74,714	51,338	41,680	31,908
通過上陸		272	270	277	371	451
乗員上陸		1,946,324	2,026,106	2,040,436	2,047,033	2,047,221
緊急上陸		272	257	274	300	314
遭難上陸		89	115	202	72	87

以下では、特例上陸の許可を区分別に見ることとする。

### ア 寄港地上陸の許可

平成20年に寄港地上陸の許可を受けた外国人の数は3万1,908人であり、19年と比べ9,772人(23.4%)の大幅な減少となっている。これは、韓国人及び台湾居住者で「短期滞在」を目的とする者に対し査証免除措置が実施されたことによるものと考えられる。

### イ 通過上陸の許可

平成20年に通過上陸の許可を受けた外国人の数は451人であり、19年と比べ80人(21.6%)増加している。



臨船サーチ風景

### ウ 乗員上陸の許可

平成20年に乗員上陸の許可を受けた外国人の数は204万7,221人であり、19年と比べ188人(0.01%)増加している。

### エ 緊急上陸の許可

平成20年に緊急上陸の許可を受けた外国人の数は314人であり、19年と比べ14人(4.7%)増加している。

### オ 遭難による上陸の許可

平成20年に遭難上陸の許可を受けた外国人の数は87人であり、19年と比べ15人(20.8%)増加している。

### (3) 外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者」数は、平成20年では759万2,261人となっており、過去最高であった19年と比べ3万9,295人(0.5%)増加している。

このうち、滞在期間15日以内の出国者数は695万8,485人で、全体の91.7%と大部分を占め、さらに、3月以内の出国者で見ると741万8,394人で、全体の97.7%に及んでいる(表3)。

表3 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

		(人)				
滞 在 期 間	年	平成16	17	18	19	20
総	数	5,374,288	5,979,701	6,580,241	7,552,966	7,592,261
15	日以内	4,730,627	5,290,493	5,939,544	6,922,329	6,958,485
15日を超えて	1月以内	199,895	219,443	228,664	240,710	252,854
1月を超えて	3月以内	219,302	240,062	235,324	223,473	207,055
3月を超えて	6月以内	55,058	60,296	45,536	36,924	34,243
6月を超えて	1年以内	108,221	104,875	60,486	49,978	49,009
1年を超えて	3年以内	43,539	46,470	50,814	59,554	68,933
3年を超え		17,312	17,801	17,519	17,630	18,618
不	詳	334	261	2,354	2,368	3,064

## 2 上陸審判状況

### (1) 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理

上陸審査手続は三審制の仕組みとなっているが、そのうちの二審と三審、すなわち上陸口頭審理から法務大臣の裁決までの手続を上陸審判という。個人識別情報を提供しない外国人及び入国審査官による上陸審査において上陸を許可されなかった外国人は、上陸口頭審理を行うため二審を担当する特別審理官に引き渡されることとなる(入管法第7条第4項及び第9条第5項)(注1)。

平成20年の上陸口頭審理の新規受理件数(入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数)は、1万2,660件であり、過去5年間で最も少なかった。

平成20年の口頭審理新規受理件数の内訳を見ると、上陸口頭審理に付された外国人の中で最も多いのは、不法就労等の違法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請(入管法第7条第1項第2号不適合)が疑われる者で、このような事案は19年より4,076件(29.5%)減少して9,722件であったが、新規受理件数の76.8%を占めた。次いで、上陸拒否事由(同法第7条第1項第4号不適合)に該当する疑いがあるとの理由で引き渡された者だが、20年は1,563件で、19年から1,065件(40.5%)減少し、新規受理件数の12.3%であった。さらに、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない(同法第7条第1項第1号不適合)疑いがある者は、1,365件で、



上陸口頭審理風景

19年から676件(33.1%)減少し、新規受理件数の10.8%であった。また、平成19年11月20日より義務付けられている入国審査官に対する個人識別情報の提供を拒んだ者(同法第7条第4項該当者)については、3名が特別審理官に引き渡された。

上陸口頭審理新規受理件数が減少した理由は、個人識別情報を活用した上陸審査等、我が国の水際での厳格な上陸審査が広く海外に知れ渡ったことで、不正な目的で来日する外国人が減少したことなどが原因と考えられる(表4)。

表4 上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数の推移 (件)

上陸条件	年	平成16	17	18	19	20
総数		16,214	16,665	18,258	18,473	12,660
偽変造旅券・査証行使事案等(7条1項1号不適合)		2,422	2,102	2,267	2,041	1,365
虚偽申請等(7条1項2号不適合)		13,177	13,242	14,313	13,798	9,722
申請に係る在留期間不適合(7条1項3号不適合)		0	8	2	4	7
上陸拒否事由該当者(7条1項4号不適合)		615	1,313	1,676	2,628	1,563
個人識別情報提供をしない者(7条4項該当者)		—	—	—	2	3

平成20年の上陸口頭審理の処理状況(注2)を見ると、上陸口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は、19年と比べて26.6%減少して4,405件であった。

また、平成20年に上陸口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は5,537件で、19年と比較して、33.5%減少した。一方、20年に上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た件数は、19年の3,097件から36.5%減少して1,967件であった(表5)。

表5 上陸口頭審理の処理状況の推移 (件)

区分	年	平成16	17	18	19	20
総数		16,214	16,660	18,240	18,496	12,661
上陸許可		5,309	5,843	6,155	6,003	4,405
退去命令		8,174	8,126	9,126	8,326	5,537
異議の申出		1,231	1,400	1,706	3,097	1,967
上陸申請取下げ		293	296	308	307	368
その他		1,207	995	945	763	384

(注) 「その他」は、事件を他の港に移管した数及び申請人が上陸口頭審理中に申請中のまま出国等したため事件が終止・中止となった数等である。

(注1) 入国審査官による「上陸審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを併せて広い意味での上陸審査手続と呼んでいる。  
なお、個人識別情報を提供しない者については、法務大臣の裁決の手続はない。

(注2) 上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数(表4)の総数と上陸口頭審理の処理状況の推移(表5)の総数が一致しない部分があるのは、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡されたり、口頭審理が長引いたりして、入国審査官から特別審理官に引き渡されてから上陸口頭審理の処理までに年を越えることがあるからである。

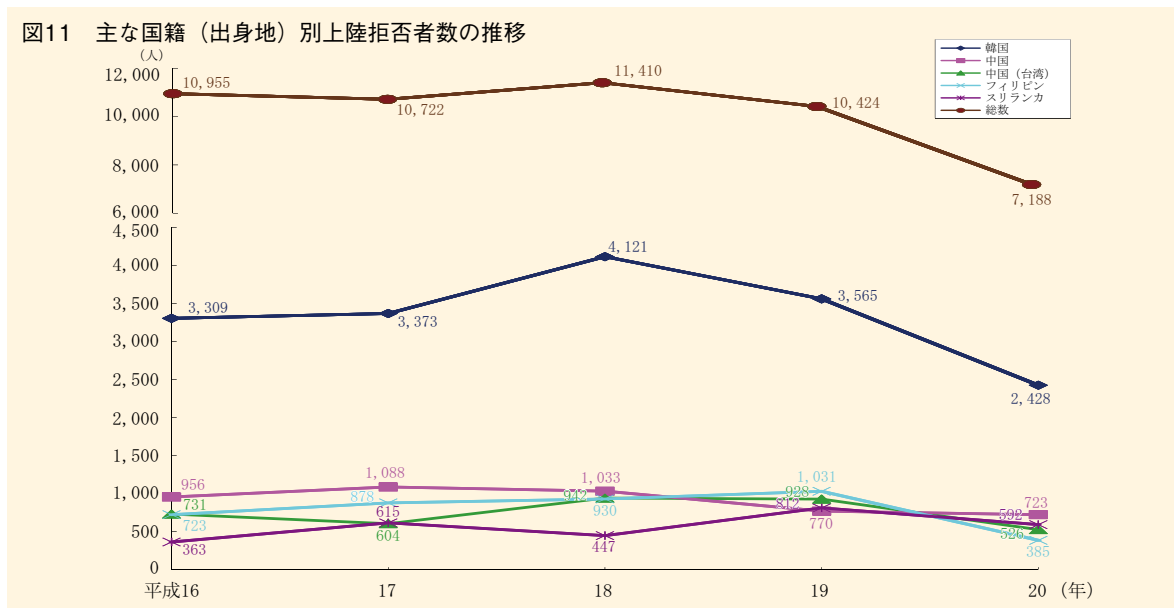


## (2) 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、①上陸口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対する異議申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

平成20年における被上陸拒否者数は、7,188件で、19年の1万424件から31.0%減少した。

次に、被上陸拒否者数を国籍（出身地）別で見ると、平成16年から一貫して韓国が最も多いが、20年は、被上陸拒否者数全体の減少と同様に19年と比べて1,137件(31.9%)減少した。その他では、20年においては、中国、中国（台湾）、フィリピン、スリランカ、トルコなどが19年に比べて減少した一方で、ミャンマー、ナイジェリアなどが増加した（図11）。



## (3) 上陸特別許可

法務大臣は、異議の申出に理由がないと認める場合でも、当該外国人が①再入国の許可を受けているとき、②人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき、③その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その者の上陸を特別に許可することができる（入管法第12条第1項）。

異議申出の結果、法務大臣が平成20年に上陸を特別に許可した件数は、19年の2,492件から43.0%減少し、1,421件であった（表6）。

表6 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

区分		年				
		平成16	17	18	19	20
異議申出	(注)	1,232	1,400	1,707	3,103	1,973
裁決結果	理由あり	1	6	23	16	10
	理由なし(退去)	197	209	288	513	492
	上陸特別許可	1,021	1,157	1,379	2,492	1,421
取下げ		13	27	11	76	42
未済		-	1	6	6	8

(注) 異議申出件数には前年未済の件数を含む。



### 3 入国事前審査状況

#### (1) 査証事前協議

査証業務を所管する外務省と出入国管理業務を所管する法務省との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の案件の査証発給の適否について、必要に応じて外務大臣から法務大臣に協議が行われている。これを査証事前協議という。

査証事前協議の処理件数は、平成20年は6,661件で、19年の6,721件と比べ60件(0.9%)の減少となっている。

#### (2) 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書制度は、平成2年施行の改正入管法により導入されたもので、外国人は在留資格認定証明書を提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができるというものである。

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は、平成20年は32万9,032件で、19年と比べ2万4,238件(6.8%)の減少となっている。

なお、査証事前協議と在留資格認定証明書の審査とを合わせて入国事前審査というが、近年、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めている(表7)。

表7 入国事前審査処理件数の推移

(件)

区分 \ 年	平成16	17	18	19	20
査証事前協議	5,637	3,690	4,716	6,721	6,661
在留資格認定証明書 交付申請	386,129	368,578	359,910	353,270	329,032

## 第2節◆外国人の在留の状況

### 1 外国人登録者数

我が国における外国人の「フロー」が出入国に関する統計であるとする、外国人登録者数は、どのような目的を持った外国人がどれだけ在留しているかというその「ストック」の状況を見る手掛かりとなる。

ただし、通常の入国者の場合、外国人登録法（以下「外登法」という。）に基づき、入国の日から90日以内に居住地の市区町村で外国人登録を行うことが義務付けられている（外登法第3条）ため、我が国に入国する外国人の90%以上を占める「短期滞在」の在留資格をもって在留する人の多くは、外国人登録を行うことなく出国してしまうことがほとんどであることから、同在留資格の外国人登録者数に占める割合は小さなものとなっている（平成20年末現在1.8%）。したがって、外国人登録者数で見る外国人の在留状況としては、言わば、我が国において勉学、就労、同居等の目的をもって相当期間滞在し、地域社会で「生活する」ような外国人が主たる対象ということになる。

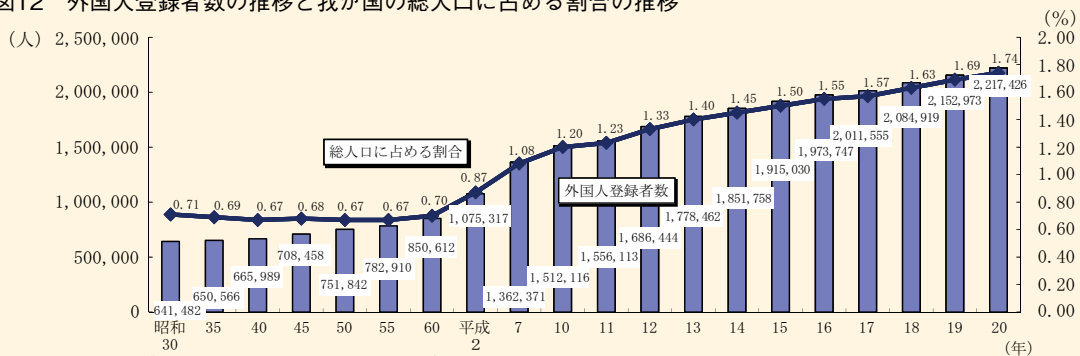
なお、仮上陸許可者、特例上陸許可者（一時庇護のための上陸の許可を受けた者を除く.）、「外交」の在留資格を持つ外交官等、「公用」の在留資格を持つ外国政府関係者の公用渡航者及び日米地位協定等に該当する軍人、軍属及びその家族等は外国人登録の対象とはならない。

#### (1) 総数

我が国における外国人登録者数は、毎年の新規入国者の中にそのまま我が国に留まり、中長期的に生活を送る者もいることから年々増加してきており、今後もこの傾向は継続すると考えられる。平成20年末現在の外国人登録者数は、221万7,426人で過去最高を記録し、19年末と比べ6万4,453人（3.0%）、10年末に比べ70万5,310人（46.6%）の増加となっている。

また、外国人登録者数の我が国の総人口に占める割合も年々高くなっており、平成20年末現在におけるその割合は、我が国の総人口1億2,769万2,000人（総務省統計局「平成20年10月1日現在推計人口」による）の1.74%に当たり、19年末の1.69%と比べ0.05ポイント高くなっており、過去最高を示している（図12）。

図12 外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



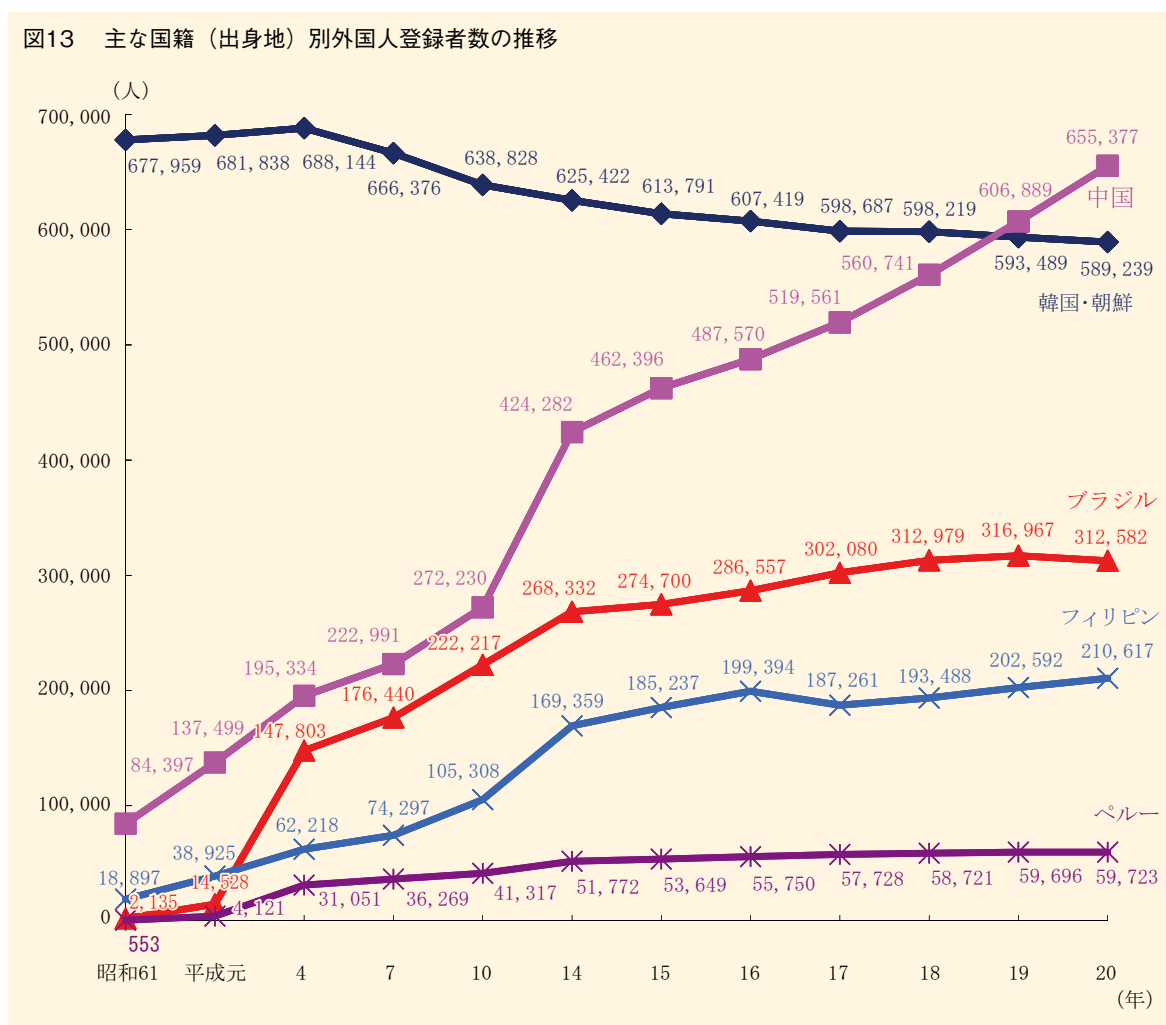
(注1) 「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計である。

(注2) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「人口推計年報平成20年10月1日現在推計人口」及び「国勢調査要計表人口」により、各年10月1日現在の推計及び要計人口を基に算出した。

## (2) 国籍（出身地）別

平成20年末現在における外国人登録者数について国籍(出身地)別にみると、中国が65万5,377人で全体の29.6%を占め、以下、韓国・朝鮮58万9,239人(26.6%)、ブラジル31万2,582人(14.1%)、フィリピン21万617人(9.5%)、ペルー5万9,723人(2.7%)と続いている。

年別の推移を見ると、韓国・朝鮮は年々減少し、中国、フィリピン、ペルーは引き続き増加しており、特に中国は、平成16年の48万7,570人と比べ16万7,807人(34.4%)の大幅な増加となっている。ブラジルは年々増加していたが、20年末は19年末と比べ4,385人(1.4%)の減少となった。フィリピンは17年末に減少したものの、20年末は19年末と比べ8,025人(4.0%)の増加となった(図13)。



なお、外国人登録者数の国籍（出身地）別順位は、19年末に中国が初めて韓国・朝鮮を上回り第一位となり、20年末も引き続きその座を保った。それまで一貫して最大の構成比を占めていた韓国・朝鮮は、20年末は19年末と比べ4,250人(0.7%)の減少となった。

## (3) 目的（在留資格）別

### ア 永住者・特別永住者（資料編2統計（1）10）

平成20年末現在の外国人登録者数のうち最も多いのは、「永住者」（特別永住者を除く）で、

19年末と比べ5万2,299人(11.9%)増加の49万2,056人であり、全体の22.2%を占めている。これについて16年末から20年末までの推移を見ると、一貫して増加しており、20年末には、16年末の31万2,964人と比べ17万9,092人(57.2%)増加している。

また、「永住者」を国籍(出身地)別で見ると、平成20年末では、中国が14万2,469人と最も多く、以下、ブラジル、フィリピン、韓国・朝鮮、ペルーの順となっている。さらに、中国、ブラジル、フィリピン及びペルーは、20年末は16年末と比べそれぞれ約1.5倍、2.1倍、1.6倍、1.5倍となっている(表8)。

表8 在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留の資格	年	平成16	17	18	19	20
総数		1,973,747	2,011,555	2,084,919	2,152,973	2,217,426
教授		8,153	8,406	8,525	8,436	8,333
芸術		401	448	462	448	461
宗教		4,699	4,588	4,654	4,732	4,601
報道		292	280	273	279	281
投資・経営		6,396	6,743	7,342	7,916	8,895
法律・会計業務		125	126	141	145	154
医療		117	146	138	174	199
研究		2,548	2,494	2,332	2,276	2,285
教育		9,393	9,449	9,511	9,832	10,070
技術		23,210	29,044	35,135	44,684	52,273
人文知識・国際業務		47,682	55,276	57,323	61,763	67,291
企業内転勤		10,993	11,977	14,014	16,111	17,798
興行		64,742	36,376	21,062	15,728	13,031
技能		13,373	15,112	17,869	21,261	25,863
文化活動		3,093	2,949	3,025	3,014	2,795
短期滞在		72,446	68,747	56,449	49,787	40,407
留学		129,873	129,568	131,789	132,460	138,514
就学		43,208	28,147	36,721	38,130	41,313
研修		54,317	54,107	70,519	88,086	86,826
家族滞在		81,919	86,055	91,344	98,167	107,641
特定活動		63,310	87,324	97,476	104,488	121,863
永住者		312,964	349,804	394,477	439,757	492,056
日本人の配偶者等		257,292	259,656	260,955	256,980	245,497
永住者の配偶者等		9,417	11,066	12,897	15,365	17,839
定住者		250,734	265,639	268,836	268,604	258,498
特別永住者		465,619	451,909	443,044	430,229	420,305
未取得者		18,236	15,353	17,415	13,960	13,510
一時庇護		31	30	30	30	30
その他		19,164	20,736	21,161	20,131	18,797

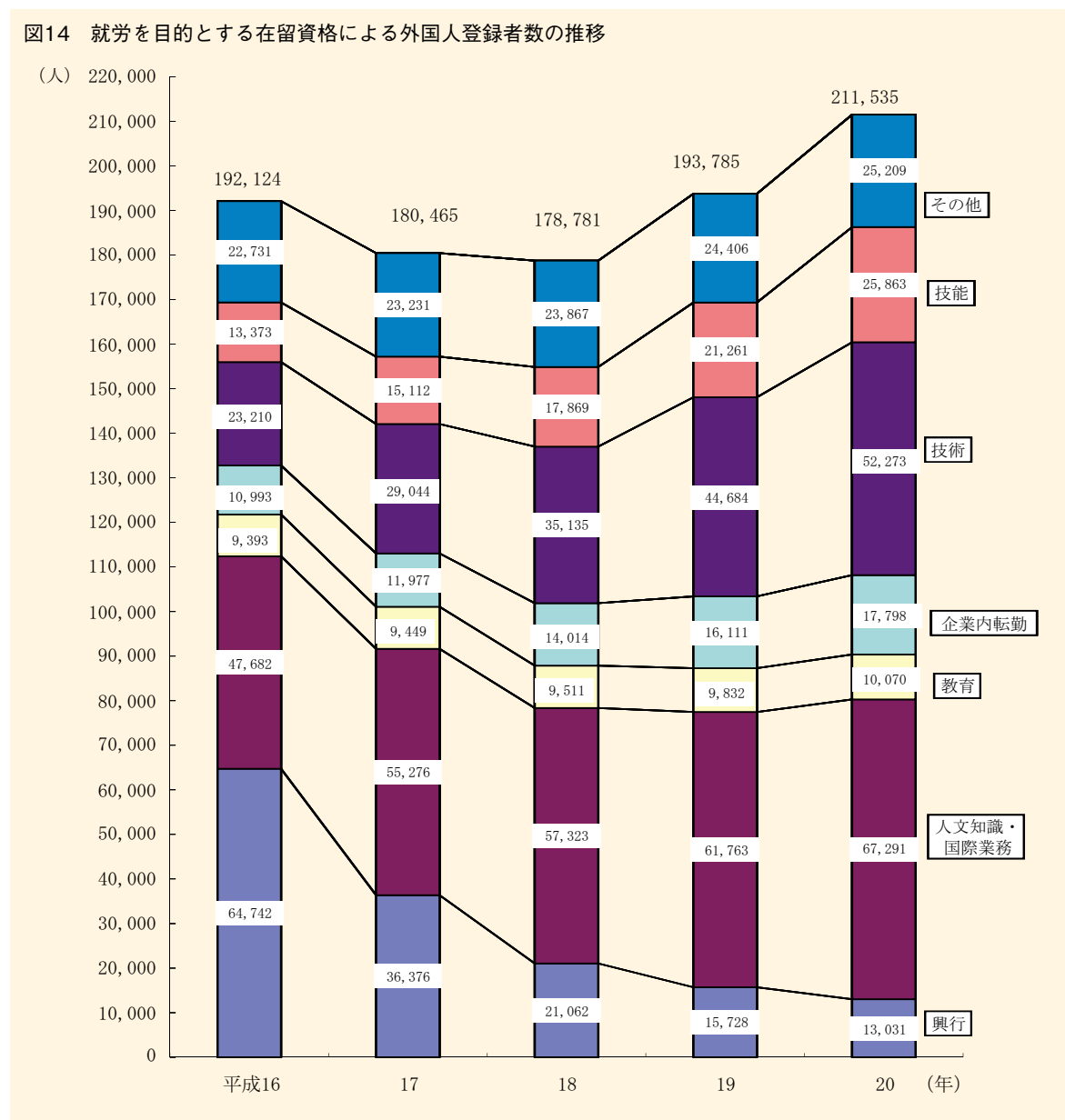
(注) 入管法に定める在留資格及び特別永住者として永住することができる資格を合わせて「在留の資格」という。

一方、平成18年まで最大構成比を占めていた「特別永住者」の外国人登録者数は、年々減少しており、全外国人登録者数に占める割合も、それに伴い減少している。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和30年代までは90%近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人(いわゆるニューカマー)の増加により相対的な低下傾向に拍車をかけることとなり、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如

実に表している。今後もいわゆる在日三世・四世などの国籍選択をめぐる動向次第で、特別永住者の総数はさらに下降する可能性も考えられる。

### イ 就労を目的とする外国人（資料編2統計（1）1-2～6-2）

平成20年末現在の就労を目的とする在留資格の外国人登録者数は19年末と比べ1万7,750人（9.2%）増加の21万1,535人で、全体の9.5%であった。これについて16年末から20年末までの推移を見ると、登録者数は「興行」の減少の影響を受け、18年末まで減少傾向にあったが、19年末及び20年末には「興行」以外の在留資格が前年より増加した結果、20年末は過去最高を記録した（図14）。



平成16年末から一貫して増加しているのは、「人文知識・国際業務」、「技術」、「技能」、「投資・経営」、「法律・会計業務」となっている。「興行」の在留資格は、20年末は19年末と比べ2,697人（17.1%）減と引き続き減少となった。これは、「興行」の在留資格による新規入国者が減

少ししたことによるものである。

「技術」、「人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格をもって我が国に在留しているいわゆる外国人社員の外国人登録者数は、平成20年末現在、「技術」5万2,273人、「人文知識・国際業務」6万7,291人、「企業内転勤」1万7,798人であり、19年末と比べ、それぞれ7,589人(17.0%)、5,528人(9.0%)、1,687人(10.5%)の増加を示している。

平成20年末現在において、「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の外国人登録者数が就労を目的とする在留資格の外国人登録者総数に対して占める割合は、それぞれ24.7%、31.8%、8.4%となっており、いわゆる外国人社員が、就労を目的とする在留外国人の約6割を占めている。

#### ウ 留学生・就学生（資料編2統計（1）7-2, 8-2）

留学生の外国人登録者数は、平成14年末に初めて10万人を突破し、20年末現在における留学生の外国人登録者数は、19年末と比べて6,054人(4.6%)増加して13万8,514人となった。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が8万8,812人で全体の64.1%を占めており、これに韓国・朝鮮が1万9,441人(14.0%)で続いている。

また、総数について平成16年末から20年末までの推移を見ると、20年末現在では16年末の約1.1倍になっている。

一方、近年増加が続いていた就学生の外国人登録者数は、平成16年末に減少に転じたが、18年末から増加し、20年末現在における就学生の外国人登録者数は4万1,313人で、19年末と比べ3,183人(8.3%)の増加となった。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が2万5,043人で全体の60.6%を占め、これに韓国・朝鮮が1万286人(24.9%)で続いている。

#### エ 研修生（資料編2統計（1）9-2）

平成20年末現在における研修の外国人登録者数は、8万6,826人で、19年末と比べ1,260人(1.4%)減少し、過去最高を記録した前年をやや下回った。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が6万5,716人で全体の75.7%を占めており、次いでベトナムが6,763人(7.8%)、インドネシアが5,085人(5.9%)の順となっている。

さらに、平成16年末から20年末までの推移を国籍（出身地）別で見ると、中国が約1.6倍、ベトナムが約1.9倍となっている。

#### オ 身分又は地位に基づき在留する外国人（資料編2統計（1）11-2, 12-2）

平成20年末現在における「日本人の配偶者等」の外国人登録者数は24万5,497人となっている。16年末から20年末までの推移を見ると、「日本人の配偶者等」は18年末まで増加傾向にあったものの、19年末以降減少に転じ、20年末は19年末と比べ、1万1,483人(4.5%)減少した。

国籍（出身地）別で見ると、平成20年末現在では、ブラジルが5万8,445人で全体の



23.8%を占めており、次いで中国が5万7,336人(23.4%)、フィリピンが4万9,980人(20.4%)の順となっている。16年末から20年末までの推移を国籍(出身地)別で見ると、ブラジルは毎年減少しているが、中国は毎年増加していることが特徴的である。

平成20年末現在における「定住者」の在留資格の外国人登録者数は25万8,498人で外国人登録者全体の11.7%を占めている。16年末から20年末までの推移を見ると、「日本人の配偶者等」と同様、18年末まで増加傾向にあったものの、19年末以降減少している。20年末現在では19年末と比べ、1万106人(3.8%)減少した。

国籍(出身地)別に見ると、20年末には、ブラジルが13万7,005人(53.0%)を占めており、これにフィリピン3万5,717人(13.8%)、中国3万3,600人(13.0%)が続いている。また、16年末から20年末までの推移を見ると、19年末まで第三位だったフィリピンは一貫して増加し、20年末には中国を抜いて第二位になった。

## 2 在留審査の状況

我が国に在留する外国人が、当初決定された在留期間を超えて引き続き在留することを希望したり、当初の在留目的とは異なる在留資格への変更を希望したりするなどの場合には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣又は地方入国管理局長から所定の許可を受ける必要がある。具体的には、在留期間更新の許可、在留資格変更の許可、在留資格取得の許可、再入国の許可、資格外活動の許可及び永住許可などであり、これらの許否の判断を行うのが在留審査である。

平成20年における在留審査業務関係諸申請の許可総数は19年と比べて9,883件(0.7%)増加して、136万1,844件となった。16年から20年までの推移を見ると、全体として増加傾向にあり、この傾向は、我が国への新規入国者の増加と比例して、今後も継続するものと考えられる(表9)。



在留審査窓口風景

表9 在留審査業務許可件数の推移

(件)

区分	年	平成16	17	18	19	20
総数		1,189,261	1,197,627	1,327,185	1,351,961	1,361,844
資格外活動		106,406	100,176	107,158	119,145	133,513
在留資格変更		100,377	115,287	123,381	138,427	149,214
在留期間更新		410,091	418,696	466,304	436,630	434,307
永住		48,263	39,256	51,538	60,509	57,806
特別永住		126	116	112	131	114
在留資格取得		6,921	7,215	8,013	8,680	8,957
再入国		517,077	516,881	570,679	588,439	577,933

(注1)「永住」は入管法第22条による永住許可件数である。

(注2)「在留資格取得」は、入管法第22条の2による永住許可を含む。

(注3)「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可数を示したものである。



## (1) 在留期間更新の許可（入管法第21条）

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格の活動を変更することなく、在留期限到来後も引き続き在留しようとする場合には、在留期間更新の許可を受ける必要がある。

平成20年中に在留期間更新の許可を受けた外国人は43万4,307人であり、19年と比べて2,323件（0.5%）の減少となっている（表9）。

## (2) 在留資格変更の許可（同法第20条）

我が国に在留する外国人は、在留目的とする活動を変更する場合には、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

平成20年に在留資格変更許可を受けた外国人は14万9,214人で、19年と比べて1万787人（7.7%）の増加となっている（表9）。

このうち、主な在留資格変更許可申請事案は次のとおりである。

### ア 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、在留資格「留学」又は「就学」により在留しているが、これらの中には、勉学終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き我が国での在留を希望する者も少なくない。

平成20年に就職を目的として在留資格変更の許可を受けた外国人は1万1,040人で、16年以降一貫して増加傾向にあり、19年と比べて778人（7.6%）増加し、統計を取り始めた昭和63年以降では最高となっている。

国籍（出身地）別では、中国が7,651人と全体の69.3%を占め、次いで韓国が1,360人（12.3%）、中国（台湾）が303人（2.7%）の順となっている（表10）。

表10 国籍（出身地）別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(件)

国籍（出身地）	年	平成16	17	18	19	20
総数		5,264	5,878	8,272	10,262	11,040
中国		3,445	4,186	6,000	7,539	7,651
韓国		811	747	944	1,109	1,360
中国（台湾）		179	168	200	282	303
バングラデシュ		84	57	119	138	164
ベトナム		53	64	92	131	189
マレーシア		59	69	118	120	134
タイ		60	60	67	87	97
スリランカ		25	34	55	81	160
インドネシア		59	52	53	73	74
ネパール		28	24	45	63	161
その他		461	417	579	639	747

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

在留資格別では、在留資格「人文知識・国際業務」への変更許可を受けた外国人が7,863人（71.2%）で最も多く、平成19年と比べて559人（7.7%）、16年と比べて4,446人（130.1%）

それぞれ増加し、大学等で養った人文科学系の専門知識や外国人特有の感性等を生かした業務に従事する外国人が増えている。また、20年に在留資格「技術」への変更許可を受けた外国人は2,414人（21.9%）となっており、これら2つの在留資格で全体の93.1%を占めている（表11）。

表11 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(件)

在留資格	年	平成16	17	18	19	20
総数		5,264	5,878	8,272	10,262	11,040
人文知識・国際業務		3,417	4,159	5,938	7,304	7,863
技術		1,233	1,200	1,720	2,314	2,414
教授		388	335	401	416	430
研究		114	92	104	87	111
投資・経営		53	28	36	61	128
教育		23	18	20	23	29
宗教		12	12	13	15	19
医療		10	10	14	13	16
技能		5	8	5	6	3
芸術		5	4	6	6	2
興行		-	1	3	3	5
その他		4	11	12	14	20

## イ 技能実習への移行を目的とする在留資格変更許可

技能実習制度は、研修により一定水準以上の技術等を修得した外国人について、雇用関係の下で技術等をより実践的に修得することができるようにし、技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として平成5年に創設された制度であり、研修から技能実習へ移行する際には、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可が必要とされている。

技能実習制度の対象となる実習の内容については、公的に評価ができ、かつ、研修生送り出し国のニーズにも合致する技術等が対象となる。具体的には、平成20年12月末現在で、国家試験である技能検定基礎1級及び基礎2級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等52職種及び国家試験ではないが、(財)国際研修協力機構が認定した公的な評価システムが整備されている溶接、紡績運転等11職種の合計63職種となっている。

制度発足当初は、研修から技能実習への移行者数に伸び悩みが見られたものの、技能実習へ移行できる対象職種の拡大等により、年々着実に増加し、平成20年は19年と比べて8,521人（15.8%）の増加となっている。その結果、5年に技能実習制度が創設されてから20年末までの技能実習への移行者数の累計は25万人を超えており、本制度が定着してきていることがうかがえる。

平成20年に技能実習への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍(出身地)別内訳を見ると、中国4万9,566人、ベトナム4,885人、インドネシア3,393人、フィリピン3,000人、タイ1,079人の順となっており、職種別では、婦人子供服製造、溶接、プラスチック成形が多くなっている(表12,13)。

表12 国籍別技能実習への移行者数の推移

(人)

国籍	年	平成16	17	18	19	20
総	数	26,488	32,394	41,000	53,999	62,520
中	国	20,922	26,606	34,817	42,871	49,566
ベ	トナム	2,070	1,791	2,221	4,155	4,885
イ	ンドネシア	2,474	2,340	1,924	3,274	3,393
フ	ィリピン	819	1,219	1,482	2,407	3,000
タ	イ	112	277	342	783	1,079
そ	の他	91	161	214	509	597

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

表13 職種別技能実習への移行者数の推移

(人)

職種	年	平成16	17	18	19	20
総	数	26,488	32,394	41,000	53,999	62,520
婦	人子供服製造	9,194	9,751	10,750	11,697	12,707
型	枠施工	373	420	526	800	1,012
紳	士服製造	527	679	741	658	637
溶	接	1,254	1,960	2,817	3,882	5,457
鉄	筋施工	376	376	409	610	889
機	械加工	873	1,276	1,918	2,960	3,539
金	属プレス	942	1,194	1,768	2,505	3,150
配	管	27	53	88	119	163
塗	装	562	713	1,070	1,255	1,644
家	具製作	147	239	260	392	364
鑄	造	561	695	811	1,167	1,062
と	び	240	361	610	702	1,125
プ	ラスチック成形	1,691	2,072	2,686	4,769	4,270
建	築大工	118	179	350	441	356
建	設機械施工	49	46	77	147	172
そ	の他	9,554	12,380	16,119	21,895	25,973

### (3) 在留資格取得の許可（同法第22条の2）

我が国で出生したり、日本国籍を離脱したりして外国人となった者や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、引き続き我が国に在留しようとする場合には、在留資格取得の許可を受ける必要がある。

平成20年に在留資格取得の許可を受けた外国人は8,957人で、19年と比べて277人（3.2%）の増加となっている（表9）。

### (4) 再入国の許可（同法第26条）

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の経路を経ることなく、現に有する在留資格及び在留期間により入国・上陸することができる制度である。

平成20年に再入国許可を受けた外国人は57万7,933人であり、19年と比べて1万506人（1.8%）の減少となっている（表9）。

## (5) 資格外活動の許可（同法第19条第2項）

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留学生、就学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される。

平成20年に資格外活動許可を受けた外国人は13万3,513人で、19年と比べて1万4,368人（12.1%）増加している。16年と比べて2万7,107人（25.5%）の増加となっている（表9）。

## (6) 永住許可（同法第22条）

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの「永住者」の在留資格への変更許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し、一定の要件を満たすと認められる場合に付与される。

永住許可については、規制緩和及び事務の簡素・合理化を図る観点から、平成10年2月、運用の基準を見直すこととし、また、併せてこれまでの取扱いを明確化した。この見直しでは、法定要件の審査に当たっての解釈を明確にするとともに、身分関係に対応した在日歴を見直し、日本人の配偶者である等の特別な事情を有する者に対する取扱いについても更に弾力的に取り扱うこととした。

また、我が国に貢献があると認められる外国人に対する永住許可の要件を明確化するため、平成17年3月31日に「我が国への貢献」に関するガイドラインを策定してホームページ上に公表したほか、貢献を認められて永住許可となった事例、不許可となった事例についてもホームページに掲載し、随時更新している。18年3月31日には「永住許可に関するガイドライン」を新設して永住許可に係る一般的要件や、在留年数に係る基準を公表したほか、「我が国への貢献」に関するガイドラインについても一部改定した。

平成19年における永住許可は過去最高の6万509人となったが、20年は5万7,806人とやや減少している（表14）。

表14 国籍（出身地）別永住許可件数の推移

年		(件)				
国籍(出身地)	数	平成16	17	18	19	20
総	数	48,263	39,256	51,538	60,509	57,806
中	国	14,855	11,404	13,744	15,875	16,140
ブ	ラジ	10,789	10,026	16,055	19,793	16,824
フ	ィリ	7,563	6,044	7,554	8,723	8,982
韓	国・朝	3,671	2,939	3,368	3,788	3,914
ペ	ル	3,275	2,449	2,878	3,241	2,783
そ	の	8,110	6,394	7,939	9,089	9,163

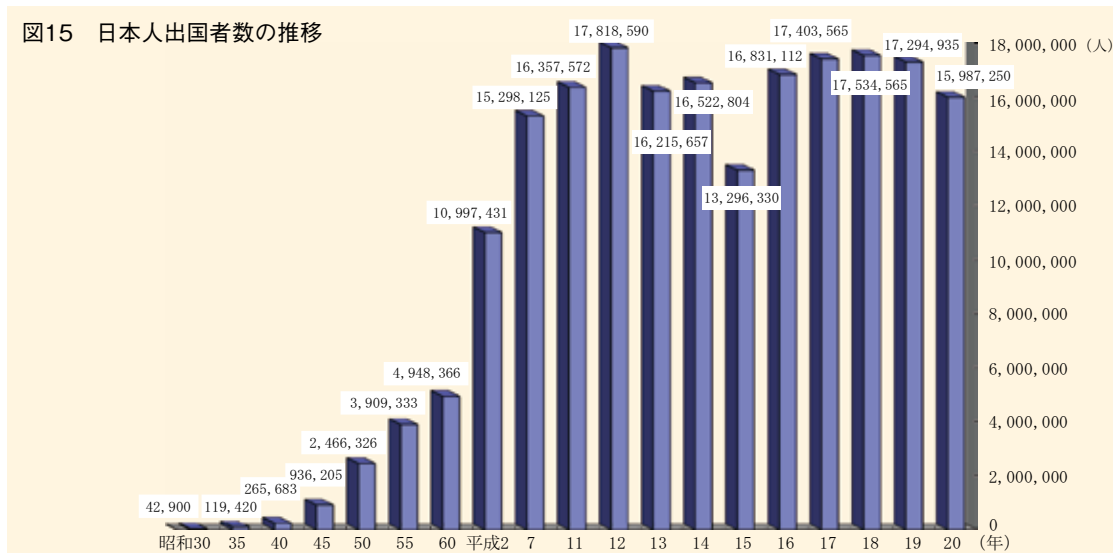
(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他を含む。

## 第3節◆日本人の出帰国の状況

### 1 出国者

#### (1) 総数

平成20年の日本人出国者総数は1,598万7,250人で、19年と比べ130万7,685人(7.6%)減少した(図15)。

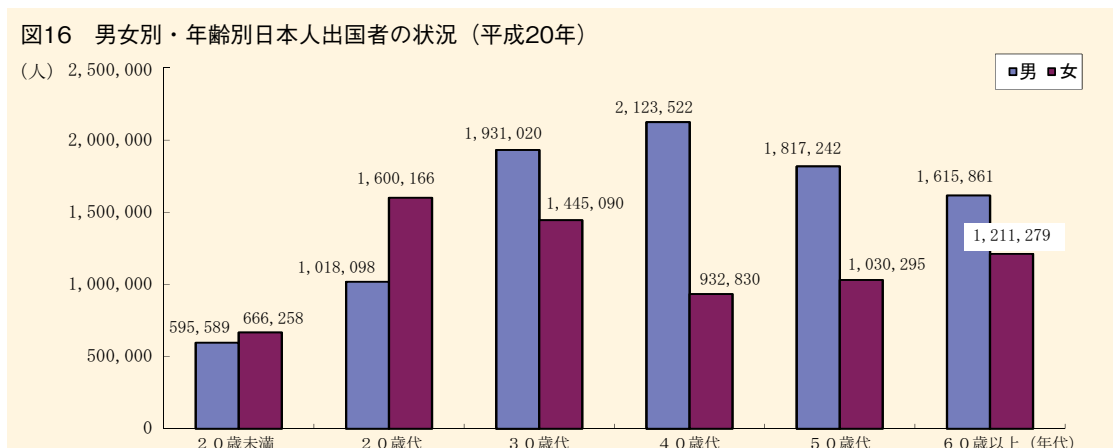


#### (2) 男女別・年齢別

平成20年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が910万1,332人、女性が688万5,918人で、男性が全体の56.9%、女性が43.1%となっている。この男女比率は13年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性のそれを上回っている。

平成20年における日本人出国者数を年齢別に見ると、30歳代が337万6,110人で出国者全体の21.1%を占めており、以下、40歳代305万6,352人(19.1%)、50歳代284万7,537人(17.8%)、60歳以上282万7,140人(17.7%)、20歳代261万8,264人(16.4%)の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、20歳未満及び20歳代については女性の割合が男性のそれを上回り、特に、20歳代については女性の占める比率が61.1%と極めて高くなっており、これら以外の年代については、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている(図16)。



### (3) 空港・海港別

平成20年における日本人出国者数について、出国した空・海港別に見ると、空港を利用した出国者は1,579万1,408人で全体の98.8%を占めている。外国人の入国者(空港利用者が92.4%)に比べ、更に空港利用者の割合が高くなっている。

平成20年中に空港を利用した出国者のうち、成田空港の利用者数は875万1,487人で空港からの出国者全体の55.4%、関西空港の利用者数が333万6,644人で21.1%を占めており、空港からの出国者全体の76.5%がこれら2空港を利用している。また、成田・関西空港以外では、中部空港178万2,085人(11.3%)、福岡空港63万2,848人(4.0%)の順になっている。

一方、平成20年中に海港を利用した出国者のうち、韓国との間で定期客船が就航している博多港利用者数が14万3,889人で海港からの出国者全体の73.5%、下関港が1万7,547人で9.0%を占めており、海港からの出国者全体の82.5%がこの2海港を利用している。また、これら2海港以外では、大阪港8,339人(4.3%)、横浜港8,243人(4.2%)の順となっている。

## 2 帰国者

平成20年の日本人帰国者総数は1,590万5,433人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後1月以内に帰国した人が1,462万9,566人で全体の92.0%を占めており、このうち10日以内に帰国した人が1,328万178人で、全体の83.5%を占めている。

これは日本人海外渡航者の多くが観光、ビジネス目的という比較的短期間の用務で、速やかに帰国することが見込まれているためである。この傾向は近年続いており、大きな変化は認められない(表15)。

表15 滞在期間別日本人帰国者数の推移

(人)

滞在期間 \ 年	平成16	17	18	19	20
総数	16,812,090	17,326,149	17,457,286	17,199,310	15,905,433
5日以内	9,672,889	10,073,918	10,223,891	10,125,098	9,344,449
5日を超えて10日以内	4,460,530	4,503,407	4,480,153	4,370,202	3,935,729
10日を超えて20日以内	1,088,365	1,101,697	1,098,627	1,066,490	1,007,021
20日を超えて1月以内	376,796	381,627	379,317	356,190	342,367
1月を超えて3月以内	520,877	553,187	563,278	566,805	560,726
3月を超えて6月以内	287,444	305,489	311,045	316,000	319,749
6月を超えて1年以内	255,730	264,511	267,240	268,808	270,411
1年を超えて3年以内	123,208	119,516	114,578	113,569	111,398
3年を超える	19,889	16,357	12,965	10,323	8,354
不詳	6,362	6,440	6,192	5,825	5,229



## 第2章 外国人の退去強制手続業務の状況

### 第1節◆不法残留者の状況

入国管理局の電算統計に基づく推計では、平成21年1月1日現在の我が国に潜在中の不法残留者（許可された期間を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は11万3,072人であり、20年1月1日現在の14万9,785人と比べて3万6,713人（24.5%）減、過去最高であった5年5月1日現在の29万8,646人と比べて18万5,574人（62.1%）減で、一貫して減少している。



違反調査風景

これは、厳格な入国審査の実施、関係機関との密接な連携による入管法違反外国人の集中摘発の実施、不法就労防止に関する積極的な広報の実施などに加え、平成20年は当局が行ってきた不法滞在者の半減5か年計画の最終年にあたるなど、総合的な不法滞在者対策の効果によるものであり、不法残留者は5年間で10万6,346人（48.5%）の減少となった。

なお、この数に不法入国者の推定数約1万5千人から2万3千人を加えると、約12万8千人から13万6千人の不法滞在者が我が国に潜在していると見られる。

#### 1 国籍（出身地）別

平成21年1月1日現在の不法残留者数について国籍（出身地）別に見ると、韓国が2万4,198人で最も多く、全体の21.4%を占めており、以下、中国1万8,385人（16.3%）、フィリピン1万7,287人（15.3%）、タイ6,023人（5.3%）、中国（台湾）4,950人（4.4%）、ペルー3,396人（3.0%）、インドネシア3,126人（2.8%）の順となっている（図17、表16）。

不法残留者数が過去最高であった平成5年5月1日以降の推移を見ると、5年5月1日現在の不法残留者の国籍（出身地）は、タイが最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっており、21年1月1日現在の順位は韓国が最も多く、次いで中国、フィリピン、タイ、中国（台湾）となっている。

国籍（出身地）別の推移を見ると、韓国は、「短期滞在」の在留資格で行うことのできる活動を行おうとするものに対し、平成17年3月から査証免除措置が実施されたことにより、新規入国者数が大幅に増加したにもかかわらず、11年1月1日以降一貫して減少傾向にある。タイは5年5月1日以降一貫して減少しており、またマレーシア及びペルーも、それぞれ5年6月1日、7年7月15日に査証取得勧奨措置が採られたことから、減少傾向にある。中国は6年から14年までは減少していたところ、15年には増加に転じ、16年も引き続き増加したが、17年以降は再び減少



傾向にある。フィリピンは10年以降減少していたが、15年から18年にかけて増減を繰り返し、19年以降は減少している。インドネシアは、3年5月1日から一貫して増加していたが、17年以降は減少傾向にある。

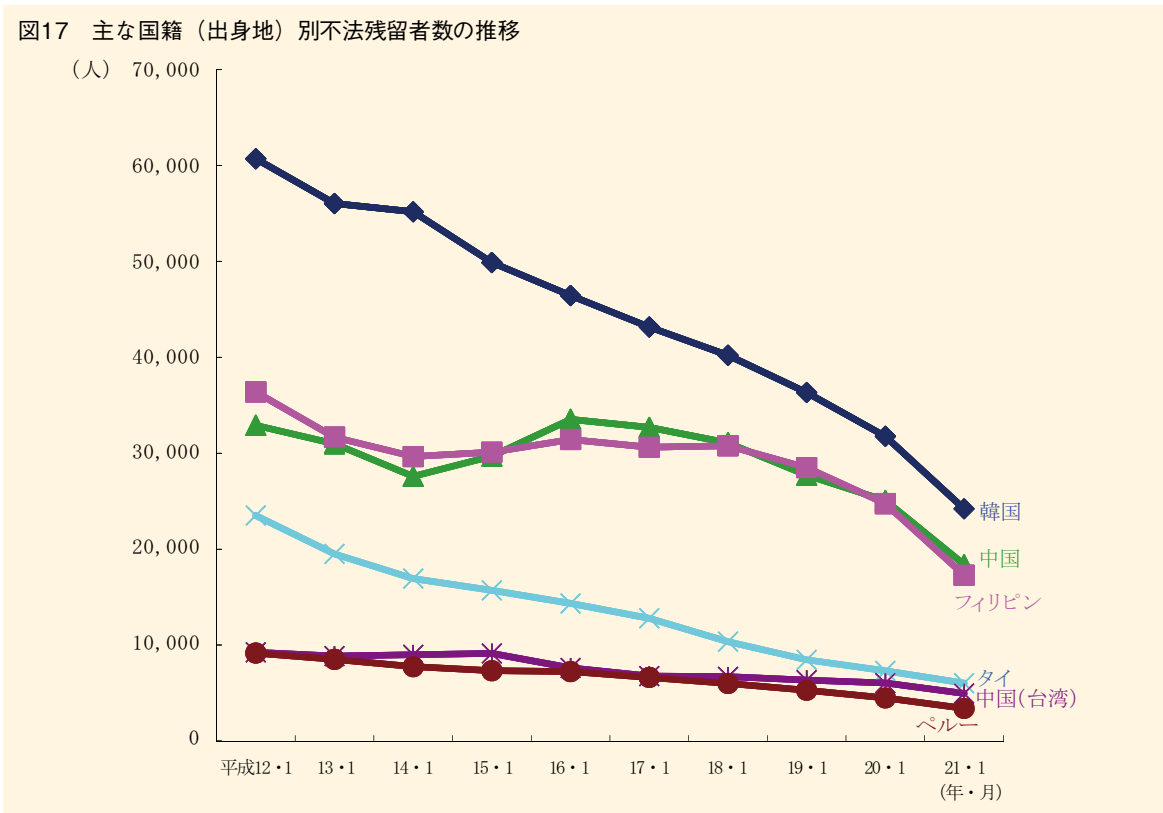


表16 国籍（出身地）別不法残留者数の推移 (人)

年月日	平成3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
国籍 (出身地)	5月1日	5月1日	5月1日	5月1日	5月1日	5月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日
総数	159,828	278,892	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418	207,299	193,745	170,839	149,785	113,072
韓国	25,848	35,687	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874	46,425	43,151	40,203	36,321	31,758	24,198
中国	17,535	25,737	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676	33,522	32,683	31,074	27,698	25,057	18,385
フィリピン	27,228	31,974	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100	31,428	30,619	30,777	28,491	24,741	17,287
タイ	19,093	44,354	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693	14,334	12,787	10,352	8,460	7,314	6,023
中国(台湾)	5,241	6,729	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126	7,611	6,760	6,696	6,347	6,031	4,950
ペルー	487	2,783	9,038	12,918	15,301	13,836	12,942	11,606	10,320	9,158	8,502	7,744	7,322	7,230	6,624	5,997	5,283	4,481	3,396
インドネシア	582	1,955	2,969	3,198	3,205	3,481	3,758	4,692	4,930	4,947	5,315	6,393	6,546	7,246	7,169	6,926	6,354	5,096	3,126
マレーシア	14,413	38,529	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442	8,476	7,431	6,822	6,397	4,804	2,986
スリランカ	2,281	3,217	3,763	3,395	2,980	2,783	2,751	3,071	3,734	3,907	3,489	3,730	3,909	4,242	4,209	4,590	4,042	3,615	2,796
ベトナム	1,061	821	852	869	453	448	231	731	880	1,092	1,550	2,021	2,697	3,582	3,916	4,071	3,959	3,362	2,527
その他	46,059	87,106	80,185	74,593	70,668	69,928	70,762	67,772	63,896	60,178	56,601	55,772	56,167	55,322	51,950	46,237	37,487	33,526	27,398

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

## 2 在留資格別

不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、「短期滞在」が7万6,651人で最も多く、全体の67.8%を占めている。以下、「留学」5,090人(4.5%),「興行」5,015人(4.4%),「就学」3,186人(2.8%),「研修」2,561人(2.3%)となっており、前年同期と比べ、「短期滞在」は2万5,418人(24.9%),「興行」は1,609人(24.3%)減少している。「短期滞在」は平成5年

5月1日以降引き続き、「就学」も6年5月1日以降減少傾向にあり、「興行」については14年1月1日に増加に転じ、その後は引き続き増加していたが、17年1月以降減少傾向にある。「留学」についても13年1月1日から増加していたが、18年1月以降減少に転じている（表17）。

表17 在留資格別不法残留者数の推移

(人)

年月日 在留資格	平成16	17	18	19	20	21
	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日
総数	219,418	207,299	193,745	170,839	149,785	113,072
短期滞在	150,326	139,417	134,374	117,289	102,069	76,651
留学	6,672	8,173	7,628	7,448	6,667	5,090
興行	11,974	11,319	10,052	8,162	6,624	5,015
就学	9,511	8,506	7,307	5,281	4,311	3,186
研修	3,959	3,648	3,393	3,333	3,136	2,561
その他	36,976	36,236	30,991	29,326	26,978	20,569

## 第2節◆退去強制手続を執った入管法違反事件の概要

### 1 退去強制事由別

平成20年に退去強制手続を執った入管法違反者は3万9,382人で、19年と比べて6,120人減少している。このうち、16年12月に施行された改正入管法により開始された出国命令制度の対象者として入国審査官に引き継いだ者は8,480人であった。

退去強制事由別内訳を見ると、平成20年は、不法残留3万1,045人(78.8%)、不法入国6,136人(15.6%)、資格外活動1,153人(2.9%)の順となり、依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている。

国籍(出身地)別では、中国が1万963人(27.8%)と最も多く、6年連続で第一位となった。次いで、フィリピン7,847人(19.9%)、韓国4,993人(12.7%)の順となり、これら上位3か国で全体の60%以上を占めている(表18, 19)。



摘発風景

表18 退去強制事由別の入管法違反事件の推移

(人)

年 退去強制事由	平成16	17	18	19	20
総数	55,351	57,172	56,410	45,502	39,382
不法入国	11,217	11,586	10,441	7,454	6,136
不法上陸	992	690	506	342	253
資格外活動	1,399	1,890	1,736	1,409	1,153
不法残留	41,175	42,254	42,829	35,417	31,045
刑罰法令違反等	568	752	898	880	795
不法就労者	43,059	45,935	45,929	36,982	32,471

表19 国籍（出身地）別入管法違反事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成16	17	18	19	20
総数		55,351	57,172	56,410	45,502	39,382
中国		15,702	17,252	16,269	11,981	10,963
フィリピン		8,558	9,627	10,420	9,185	7,847
韓国		7,782	8,050	8,128	6,560	4,993
インドネシア		2,103	2,000	2,443	2,153	2,284
タイ		3,572	3,388	3,294	2,467	2,020
ベトナム		979	1,130	1,407	1,571	1,708
スリランカ		1,086	1,204	1,624	1,449	1,432
ペルー		1,292	1,194	1,306	1,068	1,064
バングラデシュ		1,312	1,529	1,295	975	745
インド		613	764	721	608	591
その他		12,352	11,034	9,503	7,485	5,735

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

なお、平成20年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していた外国人は3万2,471人で全体の82.5%を占めている。

以下、退去強制事由別にその事案の特徴を見ることとする。

## (1) 不法入国

平成20年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、有効な旅券を所持しないなどにより本邦に入国した不法入国者数は、19年と比べて1,318人(17.7%)減少して6,136人となり、入管法違反者全体の15.6%を占めている。過去の推移を見ると、15年以降増加傾向にあったものの、18年以降は減少に転じており、入管法違反者全体に占める不法入国者の比率も減少していることなどから、水際対策の効果が現れ始めているものと思われる。

国籍（出身地）別に見ると、中国が2,020人で最も多く全体の32.9%を占め、次いでフィリピン1,376人(22.4%)、タイ503人(8.2%)の順となっており、平成14年以降、これら上位3か国の順位に変動は見られないが、中国の占める割合が高く、その件数とともに大きな脅威となっている。

利用交通手段別に見ると、平成20年中に退去強制手続を執った不法入国者のうち、航空機による不法入国者数は19年と比べて986人(18.1%)減少し4,462人となった。これは、不法入国者全体の72.7%に当たり、依然として航空機による不法入国が多数を占めている。また、船舶による不法入国者数は19年と比べて332人(16.6%)減少し1,674人となった(表20, 21, 22)。

表20 国籍（出身地）別不法入国事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成16	17	18	19	20
総数		11,217	11,586	10,441	7,454	6,136
中国		4,588	4,960	3,999	2,410	2,020
フィリピン		1,955	2,074	2,059	1,624	1,376
タイ		1,219	1,139	988	680	503
韓国		587	617	767	619	478
バングラデシュ		626	646	486	349	263
ペルー		331	255	299	243	261
インドネシア		148	172	232	281	260
イラン		425	402	432	382	248
スリランカ		119	128	181	151	165
パキスタン		334	300	261	141	82
その他		885	893	737	574	480

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

表21 国籍（出身地）別航空機による不法入国事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成16	17	18	19	20
総数		7,848	8,065	7,549	5,448	4,462
フィリピン		1,825	1,927	1,956	1,519	1,301
中国		2,295	2,570	2,088	1,215	942
タイ		1,165	1,065	934	633	471
ペルー		325	255	298	241	261
インドネシア		148	171	232	281	259
その他		2,090	2,077	2,041	1,559	1,228

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

表22 国籍（出身地）別船舶による不法入国事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成16	17	18	19	20
総数		3,369	3,521	2,892	2,006	1,674
中国		2,293	2,390	1,911	1,195	1,078
韓国		175	229	352	301	254
バングラデシュ		352	348	232	194	127
フィリピン		130	147	103	105	75
イラン		82	62	63	59	46
その他		337	345	231	152	94

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

## (2) 不法上陸

平成20年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した不法上陸者数は、19年と比べて89人(26.0%)減少し253人となったが、

これは入管法違反者全体の0.6%であり、14年以降おおむね同様の割合で推移している（表23）。

表23 国籍（出身地）別不法上陸事件の推移

（人）

国籍(出身地)	年	平成16	17	18	19	20
総数		992	690	506	342	253
中国		432	374	231	137	58
トルコ		18	5	45	19	39
スリランカ		64	38	33	38	27
ミャンマー		77	43	31	16	25
韓国		40	23	22	15	17
フィリピン		54	29	10	26	14
インドネシア		7	4	12	7	11
タイ		49	32	21	11	9
ロシア		56	33	10	15	7
中国（台湾）		11	8	8	8	4
その他		184	101	83	50	42

（注）表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

### （3）不法残留

平成20年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法残留者数は19年と比べて4,372人（12.3%）減少し、3万1,045人となった。これは入管法違反者全体の78.8%に当たる。

国籍（出身地）別に見ると、中国が8,326人で最も多く全体の26.8%を占めており、次いでフィリピン6,188人（19.9%）、韓国4,147人（13.4%）、インドネシア1,978人（6.4%）、ベトナム1,570人（5.1%）の順となっている（表24）。

表24 国籍（出身地）別不法残留事件の推移

（人）

国籍(出身地)	年	平成16	17	18	19	20
総数		41,175	42,254	42,829	35,417	31,045
中国		10,197	11,301	11,295	8,811	8,326
フィリピン		5,949	6,583	7,879	7,136	6,188
韓国		6,837	6,959	6,847	5,484	4,147
インドネシア		1,896	1,779	2,074	1,837	1,978
ベトナム		897	1,021	1,300	1,435	1,570
タイ		2,267	2,166	2,232	1,728	1,444
スリランカ		875	1,028	1,391	1,244	1,216
ペルー		917	919	971	792	779
インド		584	715	693	557	550
マレーシア		1,509	1,490	1,095	846	503
その他		9,247	8,293	7,052	5,547	4,344

（注）表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

## (4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく、付与された在留資格以外の報酬を受ける等の就労活動を専ら行っていた場合には、資格外活動として退去強制手続が執られることとなるが、その数は、平成20年は19年と比べて256人(18.2%)減少し1,153人となった。これは、退去強制手続を執った入管法違反者全体の2.9%である。

国籍(出身地)別に見ると、中国が369人で最も多く全体の32.0%を占めており、次いで韓国275人(23.9%)、フィリピン189人(16.4%)の順となっており、これら上位3か国で全体の72.2%を占めている(表25)。

表25 国籍(出身地)別資格外活動事件の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成16	17	18	19	20
	総数		1,399	1,890	1,736	1,409
中国		304	357	469	395	369
韓国		294	396	412	380	275
フィリピン		541	862	399	297	189
ベトナム		15	19	32	49	56
ネパール		1	4	18	21	35
インドネシア		48	45	119	23	29
バングラデシュ		18	13	13	13	26
インド		4	10	4	27	23
スリランカ		10	6	14	8	16
ロシア		24	17	43	55	15
その他		140	161	213	141	120

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

## 2 不法就労事件

### (1) 概況

平成20年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は3万2,471人で、入管法違反者全体の82.5%を占め、我が国に潜伏する不法滞在外国人の多くが不法就労していることを裏付けている。

このような状況は、今日の厳しい雇用情勢にあって、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪う等公正な労働市場を侵害するとの指摘もなされているほか、不法就労者のあっせんブローカーが多額の不当な利益を得る一方で、それら外国人が本来得べき賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な補償が受けられないなど、不法就労者本人の人権上の問題も発生している。



## (2) 国籍（出身地）別

不法就労者の国籍は、近隣アジア諸国を中心に89か国（出身地）に及び、依然として多国籍化の状態にある。

国籍（出身地）別に見ると、中国が9,583人で最も多く全体の29.5%を占めており、次いでフィリピン6,083人（18.7%）、韓国4,077人（12.6%）、インドネシア2,162人（6.7%）、タイ1,694人（5.2%）の順となっており、これら上位5か国で全体の72.7%を占めている。ここ数年の推移を見ると、中国が高い割合を占めている（表26）。

表26 国籍（出身地）別不法就労事件の推移

(人)

国籍（出身地）		年	平成16	17	18	19	20
総	数		43,059	45,935	45,929	36,982	32,471
	男		25,349	26,232	24,759	20,926	19,270
	女		17,710	19,703	21,170	16,056	13,201
中	国		12,669	14,239	13,750	10,223	9,583
	男		8,104	8,749	7,614	5,910	5,950
	女		4,565	5,490	6,136	4,313	3,633
フ	イ		6,299	7,378	7,978	7,075	6,083
	リ		2,263	2,647	2,887	2,815	2,559
	ピ		4,036	4,731	5,091	4,260	3,524
韓	国		6,192	6,514	6,696	5,315	4,077
	男		2,281	2,274	2,232	1,977	1,555
	女		3,911	4,240	4,464	3,338	2,522
イ	ン		1,897	1,844	2,286	2,034	2,162
	ド		1,350	1,297	1,521	1,438	1,568
	ネ		547	547	765	596	594
タ	イ		2,831	2,816	2,650	2,013	1,694
	男		1,179	1,158	1,159	985	903
	女		1,652	1,658	1,491	1,028	791
ベ	ト		732	900	1,189	1,318	1,473
	ナ		373	490	630	756	887
	ム		359	410	559	562	586
ス	リ		891	1,024	1,440	1,264	1,278
	ラ		799	898	1,270	1,117	1,150
	ン		92	126	170	147	128
ペ	ル		945	894	927	785	786
	男		615	588	609	518	532
	女		330	306	318	267	254
バ	ン		1,214	1,405	1,176	907	702
	グ		1,166	1,328	1,114	873	670
	ラ		48	77	62	34	32
イ	ン		577	698	668	582	554
	ド		568	681	654	574	548
	男		9	17	14	8	6
そ	の		8,812	8,223	7,169	5,466	4,079
	他		6,651	6,122	5,069	3,963	2,948
	男		2,161	2,101	2,100	1,503	1,131
	女						

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

## (3) 男女別

不法就労者の男女別構成は、男性が1万9,270人（59.3%）、女性が1万3,201人（40.7%）であり、男性の割合が増加している。

## (4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では、工員が1万1,366人で最も多く全体の35.0%を占めており、次いでホステス等接客4,452人（13.7%）、建設作業員3,831人（11.8%）の順となっている。

また、男女別に見ると、男性は工員が最も多く、次いで建設作業員、その他の労務作業員の順となり、女性はスナック等で働くホステス等接客が最も多く、次いで工員、ウェイトレス等給仕の順となっている（表27）。

表27 就労内容別不法就労事件の推移

(人)

就労内容	年	平成16	17	18	19	20
	総	数	43,059	45,935	45,929	36,982
	男	25,349	26,232	24,759	20,926	19,270
	女	17,710	19,703	21,170	16,056	13,201
工	員	10,440	11,786	12,986	11,572	11,366
	男	7,402	8,447	8,892	7,898	7,670
	女	3,038	3,339	4,094	3,674	3,696
ホステス等接客		6,597	7,319	7,701	5,809	4,452
	男	229	258	356	400	429
	女	6,368	7,061	7,345	5,409	4,023
建設作業員		6,228	6,378	5,425	4,458	3,831
	男	6,185	6,331	5,378	4,401	3,792
	女	43	47	47	57	39
その他の労務作業員		2,636	2,858	3,307	2,792	3,092
	男	2,185	2,264	2,502	2,190	2,342
	女	451	594	805	602	750
ウェイトレス・バーテン		3,471	4,091	4,008	3,073	2,149
	男	1,401	1,518	1,336	1,190	807
	女	2,070	2,573	2,672	1,883	1,342
その他のサービス業従事者		2,702	2,841	2,815	1,953	1,483
	男	1,032	1,017	1,026	739	598
	女	1,670	1,824	1,789	1,214	885
その他		10,985	10,662	9,687	7,325	6,098
	男	6,915	6,397	5,269	4,108	3,632
	女	4,070	4,265	4,418	3,217	2,466

## (5) 稼働場所（都道府県）別

不法就労者の稼働場所（都道府県）別を見ると、東京都が5,862人で最も多く全体の18.1%を占めており、次いで愛知県4,801人（14.8%）、神奈川県4,497人（13.8%）、千葉県2,824人（8.7%）、埼玉県2,784人（8.6%）の順となっており、依然として不法就労者は首都圏を中心に関東から近畿に及ぶ太平洋岸地域に集中している。関東地区1都6県（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木）で不法就労者全体の66.2%を占めているが、一方で、愛知県、静岡県等の中部地区が不法就労者全体の23.0%を占めるなど、全国47都道府県において不法就労者の存在が確認され、地方への拡散の度合いが高まっていることも認められる（表28）。

表28 稼働場所別不法就労事件の推移

(人)

都道府県	年	平成16	17	18	19	20
	総	数	43,059	45,935	45,929	36,982
東京都		16,572	16,612	14,447	8,940	5,862
愛知県		3,229	3,415	4,597	4,724	4,801
神奈川県		3,625	4,452	4,673	4,499	4,497
千葉県		3,220	3,555	3,773	3,021	2,824
埼玉県		3,805	4,101	3,762	3,183	2,784
茨城県		1,775	2,007	2,198	2,243	2,465
群馬県		1,370	1,919	2,359	1,961	1,980
大阪府		1,686	1,632	1,677	1,548	1,439
栃木県		837	1,222	1,345	1,103	1,097
静岡県		1,251	1,167	1,255	1,243	1,092
その他		5,689	5,853	5,843	4,517	3,630

### 3 違反審判の概況

#### (1) 事件の受理・処理

退去強制手続では、入国警備官による違反調査の後、入国審査官は、外国人（容疑者）が退去強制事由に該当するかどうかについて違反審査を行うこととなる。

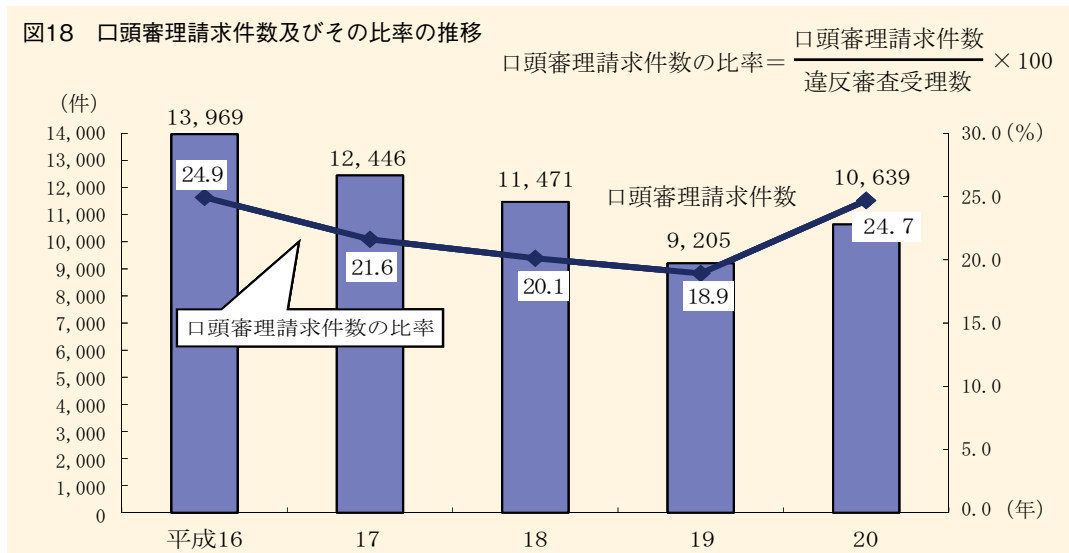
その受理件数の推移を見ると、平成18年以降3年連続で前年より減少しているものの、依然高水準で推移しており、20年は4万3,073件である（表29）。

表29 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移 (件)

区分		年	平成16	17	18	19	20
違反審査	受理		56,018 (596)	57,569 (286)	57,017 (488)	48,647 (2,918)	43,073 (3,274)
	既済	非該当	4	7	3	3	4
		退去強制令書発付	40,771	32,284	31,393	26,215	22,179
		口頭審理請求	13,969	12,446	11,471	9,205	10,639
		出国命令書交付	918	12,227	11,100	9,691	8,477
		未済、その他	356	605	3,050	3,533	1,774
口頭審理	受理		14,869 (866)	13,002 (518)	12,221 (711)	10,101 (846)	11,247 (562)
	既済	非該当	-	-	-	-	2
		退去強制令書発付	113	137	126	134	166
		異議申出	14,191	12,056	11,196	9,361	10,515
		出国命令書交付	-	-	-	-	-
		未済、その他	565	809	899	606	564
裁決	受理		14,897 (703)	12,533 (461)	11,757 (552)	10,037 (639)	11,280 (682)
	既済	理由あり	-	-	3	6	3
		理由なし	14,412	11,922	11,018	9,245	10,593
		出国命令書交付	-	-	-	-	-
		未済、その他	485	611	736	786	684
口頭審理請求	口頭審理請求件数 違反審査受理件数 (%)		24.9	21.6	20.1	18.9	24.7

(注) 受理件数の（ ）内は前年からの繰越件数で内数である。

また、平成20年における違反審査後の口頭審理請求件数は1万639件、その比率は24.7%となり、いずれも19年と比べて増加しており、引き続き高水準で推移している。これは、日本人等と婚姻・同居するなどして身分関係が形成され、在留を希望する案件が多いことや、あるいは家族の統合や病気等の人道上の事由に配慮した在留特別許可が認められることが浸透したことなどが要因として考えられる（図18）。



口頭審理における特別審理官の判定に対して法務大臣へ異議の申出をする件数も、同様の理由から平成20年は1万515件と、1万件を超え、引き続き高水準で推移している（表29）。

## （2）退去強制令書の発付

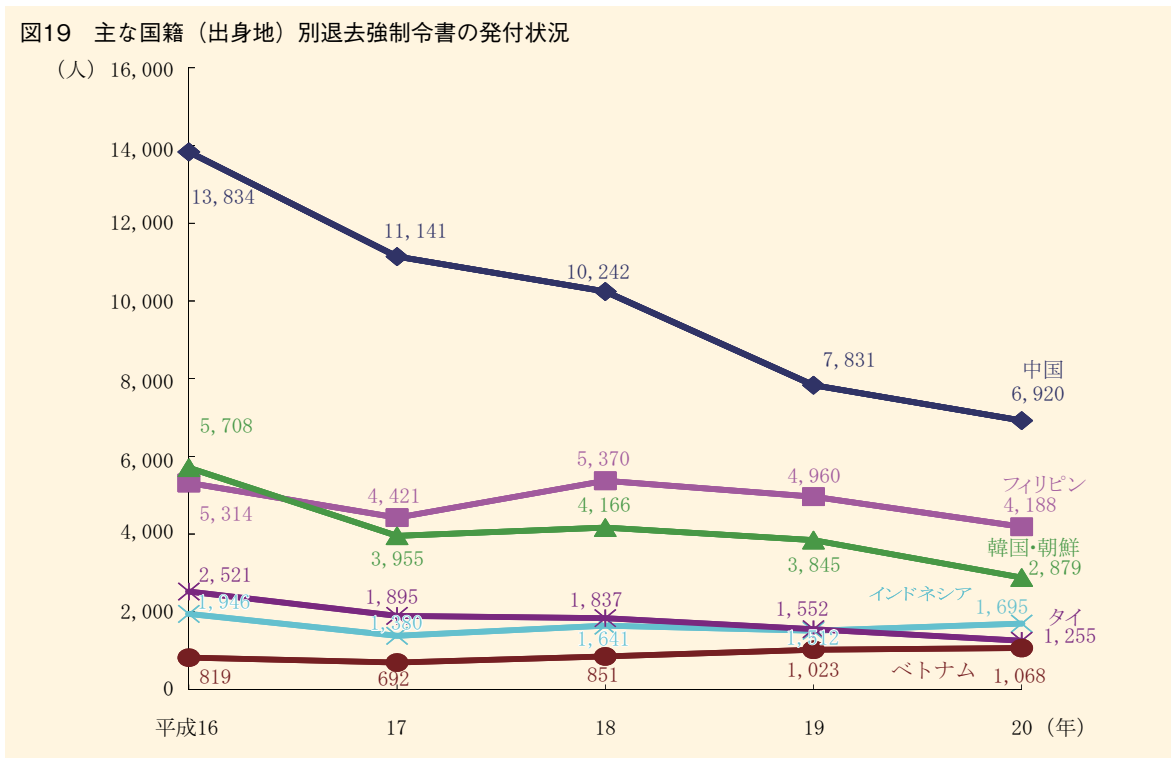
平成20年の退去強制令書の発付件数は2万4,442件で、入管法違反者を退去強制事由別に見ると、不法残留が1万6,966件で、減少傾向にあるものの、全体に占める割合は69.4%と若干増加し、一方で、不法入国の割合は21.0%に減少している。これは、個人識別情報を利用した上陸審査が実施されたことにより、不正な旅券により上陸申請に及ぶ事案が減少したことが主な要因であると考えられる（表30）。

表30 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

(件)

退去強制事由	年	平成16	17	18	19	20
総数		42,074	33,520	33,202	28,225	24,442
不法残留		29,802	20,764	22,136	19,403	16,966
不法入国		9,296	9,427	7,880	6,188	5,125
不法上陸		873	635	443	334	241
資格外活動		1,380	1,874	1,726	1,367	1,137
刑罰法令違反		617	701	831	738	805
その他		106	119	186	195	168

また、国籍（出身地）別に見ると、平成20年も、中国が6,920件で最も多く、全体の28.3%を占めており、次いでフィリピン4,188件（17.1%）、韓国・朝鮮2,879件（11.8%）の順になっている（図19）。



### (3) 仮放免

平成20年に収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は、19年と比べて1,965件減少し1,918件となった。また、退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は、19年と比べて119件減少し819件となっている（表31）。

表31 仮放免許可件数の推移

令書の種類	年	(件)				
		平成16	17	18	19	20
収容令書によるもの		1,180	1,457	3,658	3,883	1,918
退去強制令書によるもの		382	769	671	938	819

### (4) 在留特別許可

平成20年に法務大臣が在留を特別に許可した外国人の数は8,522人であり、19年より増加しており、引き続き高水準で推移している。在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人等と婚姻するなどして、日本人等との密接な身分関係を有し、また実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

なお、具体的な事例として、平成16年以降、毎年、法務省ホームページにおいて在留特別許可された事例を公表しているほか、18年からは、在留特別許可されなかった事例の公表も行っている。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、平成20年は不法残留が6,521件で最も多い。不法残留の占める割合は、減少傾向にあったが、20年は76.5%と若干増加した。一方、不法入国・不法上陸の占める割合は、個人識別情報を利用した上陸審査の実施に伴い、20年は19.2%と、2年連続で減少した（表32）。

表32 退去強制事由別在留特別許可件数の推移

退去強制事由	年	(件)				
		平成16	17	18	19	20
総数		13,239	10,834	9,360	7,388	8,522
不法残留		10,697	8,483	7,096	5,586	6,521
不法入国・不法上陸		2,188	2,077	1,915	1,457	1,640
刑罰法令違反等		354	274	349	345	361

平成20年に在留特別許可された者を国籍（出身地）別に見ると、中国が1,669件で全体の19.6%を占め、次いで韓国・朝鮮が1,416件（16.6%）となっている（表33）。

表33 国籍（出身地）別在留特別許可件数の推移

国籍(出身地)	年	(件)				
		平成16	17	18	19	20
総数		13,239	10,834	9,360	7,388	8,522
中国		2,212	2,211	1,827	1,304	1,669
韓国・朝鮮		2,057	1,807	1,523	1,106	1,416
その他		8,970	6,816	6,010	4,978	5,437

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

## 4 送還の概況

平成20年の被送還者数は、19年と比べて3,982人（14.3%）減少し2万3,931人となった。

国籍（出身地）別に見ると、中国が6,805人で最も多く全体の28.4%を占めており、次いでフィリピン4,385人（18.3%）、韓国2,873人（12.0%）、インドネシア1,596人（6.7%）、タイ1,260人（5.3%）の順となっている（表34）。

表34 国籍（出身地）別被送還者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成16	17	18	19	20
総数		41,926	33,192	33,018	27,913	23,931
中国		13,408	11,209	10,251	7,516	6,805
フィリピン		5,207	4,961	5,453	5,128	4,385
韓国		5,696	3,962	4,193	3,798	2,873
インドネシア		2,009	1,241	1,672	1,452	1,596
タイ		2,527	1,930	1,845	1,553	1,260
スリランカ		1,005	821	1,139	1,090	1,046
ベトナム		799	564	864	1,018	1,023
バングラデシュ		1,223	1,271	1,076	847	627
ペルー		799	542	655	518	495
インド		568	527	568	458	471
その他		8,685	6,164	5,302	4,535	3,350

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

送還方法別に見ると、送還費用を自己負担する「自費出国」による送還が全体の96.5%と圧倒的多数を占めている一方、所持金のない者など、国費により送還せざるを得ない外国人も増加し、平成20年における国費による個別の被送還者数は、383人となっている（表35）。



送還風景

表35 送還方法別被送還者数の推移

(人)

送還方法	年	平成16	17	18	19	20
総数		41,926	33,192	33,018	27,913	23,931
自費出国		40,480	31,811	31,911	26,818	23,093
法59条送還		1,313	1,177	852	690	407
国費送還（個別送還）		119	192	239	361	383
国費送還（集団送還）		-	-	-	-	-
その他		7	-	-	-	-
国際受刑者移送条約		7	12	16	44	48

(注1) 「国費送還（集団送還）」は、日本政府及び被送還者の所属国政府の費用負担により送還した場合等である。

(注2) 「その他」は、被送還者の所属国政府の費用負担により送還したものである。



## (1) 国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、在留態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、疾患を有する者、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を都合することができずに収容が長期化する者等が増加傾向にある。これらの外国人のうち、平成20年にそれぞれの状況等を勘案して国費により送還した者は、19年の361人と比べて22人（6.1%）増加し383人となった。

また、集団で密航し、水際で検挙された中国人不法入国者については集団送還を実施していたが、集団密航の認知件数が極めて少なくなったことから、平成16年以降は集団送還を実施していない。

## (2) 自費出国

被送還者のうち、平成20年に自費出国した者は19年と比べて3,725人（13.9%）減少し2万3,093人となった。

自費出国する者は、例年、被送還者の95%前後で推移しているものの、旅券、航空券又は帰国費用など送還に必要な要件が整っていない者が多く、送還までに時間を要するようになっている。

このような者については、退去強制手続と平行して、当該外国人から日本国内又は本国にいる関係者に連絡を取るよう指導し帰国費用等の調達に努めさせたり、旅券を所持しない者については、入国管理局から在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行うなどして早期送還に努めている（表36）。

表36 国籍（出身地）別自費出国による被送還者数の推移

年		平成16	17	18	19	20
国籍（出身地）						
総	数	40,480	31,811	31,911	26,818	23,093
中	国	12,919	10,621	9,831	7,274	6,686
フ	ィ	5,101	4,810	5,340	4,988	4,242
リ	ピ					
ン						
韓	国	5,656	3,912	4,155	3,763	2,836
イ	ン	1,989	1,224	1,663	1,438	1,549
ド	ネ					
ネ	シ					
シ	ア					
タ	イ	2,370	1,865	1,766	1,503	1,214
ベ	ト	795	558	861	1,011	1,008
ス	リ	929	766	1,089	1,021	986
ラ	ン					
カ						
バ	ン	1,211	1,258	1,068	831	610
ン	グ					
グ	ラ					
ラ	デ					
デ	シ					
シ	ユ					
イ	ン	561	518	558	454	465
ド						
ペ	ル	780	520	629	482	460
そ	の	8,169	5,759	4,951	4,053	3,037
他						

（注）表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

## (3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で被退去強制者とその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）する必要がある（注）が、その数は平成20年は407人であり、19年と比べて283人（41.0%）の減少となった（表35）。

(注) 運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている（同法第59条）。

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

## 5 出国命令事件

### (1) 概況

出国命令制度は、不法滞在者の自主的な出頭を促すため、平成16年の入管法改正において新たに創設された制度であり、16年12月2日から実施している。同制度では、自ら当局に出頭した外国人が一定の要件に該当する場合には、身柄を収容することなく簡易な手続で迅速に出国させるとともに、上陸拒否期間を5年から1年に短縮することとしている。

### (2) 違反調査

平成20年に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は8,480人で、入管法違反者全体の21.5%を占めている。

#### ア 国籍（出身地）別

国籍（出身地）別に見ると、中国が3,130人で最も多く全体の36.9%を占めており、次いでフィリピン1,202人(14.2%)、韓国1,139人(13.4%)、インドネシア592人(7.0%)、ベトナム476人(5.6%)の順となっており、これら上位5か国で全体の77.1%を占めている（表37）。

表37 国籍（出身地）別出国命令による引継者数（平成20年）

(人)

適条 国籍（出身地）	総数	24-2-3	24-4-ロ	24-6	24-6-2	24-7
総数	8,480	0	8,002	216	0	262
中国	3,130	0	3,064	53	0	13
韓国	1,139	0	1,113	5	0	21
フィリピン	1,202	0	1,079	33	0	90
インドネシア	592	0	513	63	0	16
ベトナム	476	0	461	3	0	12
スリランカ	247	0	230	10	0	7
タイ	229	0	196	14	0	19
ペルー	211	0	184	0	0	27
モンゴル	164	0	148	14	0	2
マレーシア	133	0	133	0	0	0
その他	957	0	881	21	0	55

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

## イ 適条別

適条別に見ると、入管法第24条第4号該当容疑が8,002人と最も多く全体の94.4%を占めており、次いで同法第24条第7号該当容疑が262人、同法第24条第6号該当容疑が216人の順となっている。

## (3) 審査

### ア 事件の受理・処理

平成20年における出国命令事件の受理件数は、8,480件であり、違反審査受理件数全体の21.5%であった。

出国命令対象者については、自ら出国を希望して出頭しているものであることから、入国警備官からの引継ぎ後速やかに処理している。

### イ 出国命令書の交付

平成20年に出国命令対象者であるとして出国命令書の交付を受けた者は8,477人であった。

これを国籍（出身地）別に見ると、中国が3,136人で最も多く全体の37.0%を占めており、次いで韓国・朝鮮1,142人（13.5%）、フィリピン1,141人（13.5%）となっており、上位5か国で全体の76.5%を占めている（表38）。

表38 国籍（出身地）別出国命令書の交付状況

(件)

国籍（出身地）	年				
	平成16	17	18	19	20
総数	918	12,227	11,100	9,691	8,477
中国	252	3,777	3,516	3,153	3,136
韓国・朝鮮	133	2,206	1,992	1,616	1,142
フィリピン	276	1,742	1,582	1,486	1,141
インドネシア	46	670	701	623	590
ベトナム	19	304	343	359	472
スリランカ	15	295	349	312	238
タイ	36	507	429	313	222
ペルー	19	254	250	239	212
モンゴル	18	273	240	210	153
ネパール	17	165	212	133	131
その他	87	2,034	1,486	1,247	1,040

(注1) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

(注2) 平成16年は、同年12月2日に出国命令制度が施行されたことから同日以降の交付件数である。

## (4) 出国確認

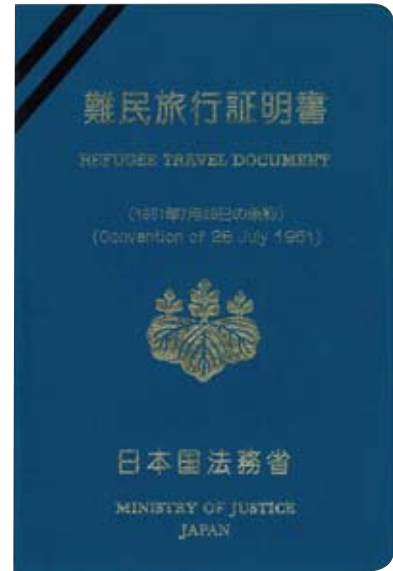
出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様、出国港においてEDカード1通を入国審査官に提出し出国の証印を受けるとともに、入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

## 第3章 難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に「難民の地位に関する条約」（以下「難民条約」という。）に、次いで57年には「難民の地位に関する議定書」（以下「難民議定書」という。また、以下では難民条約と難民議定書を合わせて「難民条約等」という。）に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところである（注）が、近年、国際情勢が刻々と変化する中で、世界各地で起こる地域紛争や各国国内情勢の不安定化等を反映し、我が国における難民認定申請者数は増加傾向にあり、それに伴って我が国社会の関心も増大してきている。

我が国としては、これらの状況を踏まえ、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見直すこととし、仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等を含む「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」を平成16年6月2日に公布し、17年5月16日から施行している。

入国管理局としては、新しい難民認定制度を適正に運用するとともに、組織及び審査体制を整備強化する等して迅速かつ適切な処理に努めている。



難民旅行証明書

（注） 我が国は、昭和56年10月3日に難民条約に、また、57年1月1日に難民議定書に加入し、この難民条約と難民議定書は、57年1月1日に我が国に対して効力が生じた。

### 第1節◆難民認定の申請及び処理

#### 1 難民認定申請

難民認定申請の状況について見ると、昭和57年から平成20年末までの総申請件数は7,297件である。

近年の申請件数の推移を見ると、平成17年までは年間300件台から400件台で推移していたが、18年は954件と大幅に増加し、20年も19年からほぼ倍増となる1,599件となり、難民認定制度発足以降、最高の件数となっている（表39）。

表39 難民認定申請・処理状況及び庇護状況

(件)

区分	年	昭和57～平成15	16	17	18	19	20	総数
申請		3,118	426	384	954	816	1,599	7,297
処理	認定(注1)	315	15	46	34	41	57	508
	不認定	2,230	294	249	389	446	791	4,399
	取下げ等	402	41	32	48	61	87	671
	計	2,947	350	327	471	548	935	5,578
人道配慮による在留(注2)		275(注3)	9	97	53	88	360	882

(注1) 認定の数は、難民不認定とされた者のうち、異議申立ての結果、認定された数を含んだ数である。

(注2) 人道配慮による在留は、難民不認定とされた者のうち、人道配慮等により在留を認められたものであり、在留資格変更許可及び期間更新許可数も含まれる。

(注3) 平成15年以前の人道配慮による在留数は、平成3年から平成15年までの数を合計したものである。

平成20年の難民認定申請者の国籍別申請件数は、申請の多い順にミャンマー979件、トルコ156件、スリランカ90件となっている。

## 2 難民認定申請の処理

昭和57年から平成20年末までの申請処理状況について見ると、難民と認定したものは508件、難民と認定しなかったものは4,399件、申請を取り下げたものなどは671件で、処理件数に対する認定件数の割合（認定数／認定数と不認定数の和）は10.4%である。

近年の難民認定数の推移を見ると、平成16年までは年間10件台から20件台で推移していたが、17年は46件と大幅に増加し、20年は57件で、前年に比べ16件増加している。

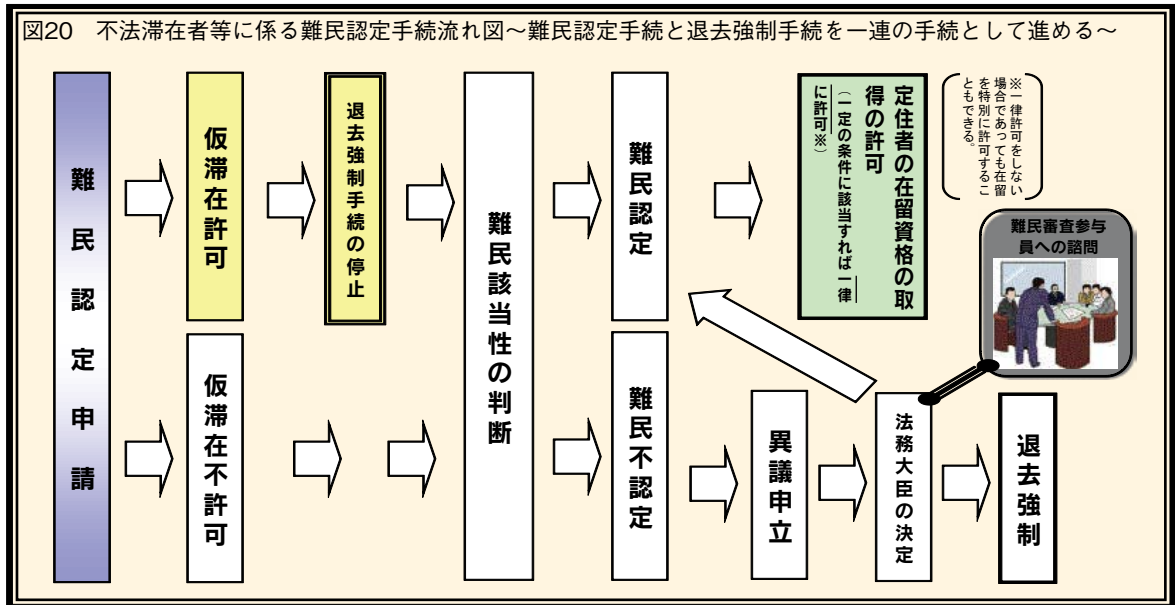
なお、難民条約等に規定する難民の定義には該当せず、難民として認定されなかった者についても、例えば本国の状況等により帰国が困難である者又は日本で在留を認めるべき特別な事情がある等の特殊な事情がある者に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、これまでこのような観点から在留を認められた者の総数は882人となっており、平成20年は過去最高の360人が在留を認められている（表39）。

## 3 仮滞在許可制度の運用状況

平成17年5月16日に従来の難民認定制度を見直した改正入管法が施行された。

新たな難民認定制度においては、不法滞在者である難民認定申請中の外国人の法的地位の安定化を図るため、仮滞在を許可する制度が創設され、仮滞在の許可を受けた外国人については、退去強制手続を停止し、身柄の収容をしないまま難民認定手続を先行して行うこととした。仮滞在許可の主な要件は、①一定の退去強制事由に該当すると疑うに足る相当の理由がないこと、②本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から6月以内に難民認定申請を行った者であること、③迫害のおそれのあった領域から直接本邦に入った者であること、④本邦に入った後に刑法等に定める一定の罪を犯して懲役又は禁錮に処せられた者でないこと、⑤退去強制令書の発付を受けていないこと、⑥逃亡するおそれがあると疑うに足る相当の理由がないこととなっている。

仮滞在許可制度の創設後の運用状況を見ると、これまでに仮滞在を許可した件数は308件、不許可とした件数は1,833件であり、平成20年については、許可件数57件、不許可件数599件となっている（図20）。



## 第2節◆異議申立て

### 1 異議申立て

難民認定制度が創設された昭和57年から平成20年末までの間に行われた難民の認定をしない処分に対する異議申立ての総数は2,993件である。

平成16年から20年までの推移を見ると、16年は209件、17年は183件と減少傾向にあったが、18年は340件、19年は362件、20年は429件と近年は大幅な増加傾向にある（表40）。

表40 難民不認定に対する異議申立件数及び処理状況

区分	年	昭和57 ～平成15	16	17	18	19	20	総数
難民不認定		2,230	294	249	389	446	791	4,399
異議申立（異議申出）		1,470	209	183	340	362	429	2,993
裁 決	理由あり	11	6	15	12	4	17	65
	理由なし	1,108	155	162	127	183	300	2,035
	取下げ等	254	23	18	33	34	34	396

（注）平成17年5月16日に施行された改正入管法により「異議申立て」手続が新設されたことから、同法施行以前になされた異議の申出は、施行後に「異議申立て」に読み替えられることになった。

### 2 異議申立ての処理

昭和57年から平成20年末までの間に行われた難民の認定をしない処分に対する異議申立てのうち、処理がなされたものは2,496件であり、その内訳は、難民と認定されたものは65件、異議申立てに理由がないとされたものは2,035件であり、その他396件については、異議申立てを行っ



た外国人の出国や取下げ等により終止となっている。

平成16年から20年までの推移を見ると、難民と認定されたものは、16年は6件、17年は15件と増加したものの、18年は12件、19年は4件と減少し、20年には17件と再び増加した。

また、異議申立てに理由がないとされたものは、16年は155件、17年は162件、18年は127件といったんは減少したが、19年は183件となり、20年は300件と大幅な増加に転じた（表40）。

### 第3節◆難民審査参与員制度の意義と運用状況

難民異議申立手続の公正性・中立性を図るべく、平成17年5月に難民審査参与員制度が発足し、法務大臣は、難民不認定処分等に係る異議申立てに対する決定に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かなければならないものとされた。

難民審査参与員は、人格が高潔であって、難民認定に係る異議申立てに関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者から任命することとされ、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）、日本弁護士連合会、難民事業本部等からの推せんを受けて、法務大臣が任命している。

法務大臣は、異議申立てを受けたすべての案件について、難民審査参与員の意見を聴かなければならないとされており、これに先立ち、異議申立人等がその意見を述べる口頭意見陳述及び、難民調査官や難民審査参与員が異議申立人等に対して質問をする審尋が行われている。

平成20年における口頭意見陳述・審尋期日の開催回数は延べ311回であり、このうち、当該案件に関する2回目以降の期日（いわゆる続行期日）は4回である。

難民審査参与員は、口頭意見陳述・審尋期日の実施後、他の難民審査参与員と意見を交換した上、意見書を作成して法務大臣に提出する。意見書の書式は自由であり、難民審査参与員の意見が同一になる場合もあれば、分かれる場合もある。

平成20年に難民審査参与員から意見書が提出された案件は302件である。

なお、これまでのところ、法務大臣において、難民審査参与員の意見（意見が分かれたものについては多数意見）と異なる処理をした例はない。

### 第4節◆一時庇護のための上陸の許可

一時庇護のための上陸の許可は、船舶等に乗っている外国人が難民に該当する可能性があり、かつ、その者を一時的に上陸させるのが相当であると思料するときに、所定の手続に従い、入国審査官が与えるものである。

過去の同許可状況を見ると、昭和57年以降平成5年までの間に申請のあったベトナム人のボート・ピープル5,668人に対して許可を行ったが、それ以降はベトナム人のボート・ピープルからの申請は

ない。ボート・ピープル以外については、過去5年間（平成16年から20年まで）を見ると65件の申請があり、4件許可している（表41）。

表41 一時庇護のための上陸の許可件数の推移 (件)

年	区分	ボート・ピープル 許 可	その他			
			申 請	許 可	不 許 可	取 下 げ
総 数		5,668	169	39	125	5
昭和57		1,037	22	22	—	—
58		798	8	3	5	—
59		503	5	1	4	—
60		435	17	—	17	—
61		330	6	1	4	1
62		145	1	—	1	—
63		219	1	—	1	—
平成元		1,909	—	—	—	—
2		155	4	—	4	—
3		20	—	—	—	—
4		100	—	—	—	—
5		17	—	—	—	—
6		—	—	—	—	—
7		—	—	—	—	—
8		—	1	—	1	—
9		—	4	—	2	2
10		—	6	1	5	—
11		—	—	—	—	—
12		—	8	—	6	—
13		—	8	1	9	—
14		—	11	6	5	—
15		—	2	—	2	—
16		—	—	—	—	—
17		—	—	—	—	—
18		—	6	—	5	1
19		—	15	4	11	—
20		—	44	—	43	1

(注) 平成12年の申請8件のうち2件は平成13年に処理したもの。

## 第4章 人身取引対策の推進及び外国人DV被害者の適切な保護

### 第1節◆人身取引対策の推進

#### 1 平成20年中における人身取引の被害者数及び事例

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復が困難であるためであり、関係省庁は人身取引対策行動計画により対応している。

入国管理局が平成20年に保護（在留特別許可）又は帰国を支援した人身取引の被害者は28人（全員女性）となっており、国籍別の内訳は、タイ18人（前年5人）、フィリピン6人（前年22人）、中国（台湾）2人（前年0人）、韓国1人（前年2人）、バングラデシュ1人（前年0人）となっている。

被害者28人のうち、正規在留者は11人（前年27人）、不法残留等入管法違反となっていた者は17人（前年13人）であった。なお、入管法違反となっていた被害者全員について、在留特別許可した（表42）。

表42 人身取引の被害者数(平成20年)

(人)

国籍(出身地)	内訳	人身取引の被害者		合計
		正規在留者	入管法違反者(うち在留特別許可)	
タイ	イ	5	13(13)	18
フィリピン		4	2(2)	6
中国(台湾)		2	0(0)	2
韓国	国	0	1(1)	1
バングラデシュ		0	1(1)	1
総数		11	17(17)	28

(注) 正規在留11人の在留資格の内訳は、「短期滞在」4人、「興行」3人、「日本人の配偶者等」3人、「特定活動」1人となっている。また、在留特別許可17人の違反形態は、不法入国10人、不法残留（「短期滞在」からの不法残留）7人となっている。

被害者数は対前年比で12人の減少（前年40人）となったが、これは、平成16年12月に人身取引対策に関する関係省庁連絡会議で決定された「人身取引対策行動計画」に基づき、政府全体で人身取引対策に取り組んでいることや、厳格な上陸審査の実施などの人身取引の防止のための対策が一定の効果を上げていることによるものと考えられる（表43）。

表43 人身取引被害者数の推移

(人)

年	平成17年	18年	19年	20年
被害者数・内訳				
人身取引被害者総数	115	47	40	28
正規在留者	68	20	27	11
入管法違反者(うち在留特別許可)	47(47)	27(27)	13(13)	17(17)

他方、人身取引事件自体が潜在的な犯罪であるところ、近年の傾向として、被害者の逃走や通報防止のための管理支配体制の巧妙化、被害者に被害者性を自覚させない管理手法の変化などにより、人身取引の被害が表面化しにくくなっているとも考えられることから、入国管理局では、今後更に人身取引対策を強化し、実態の解明に努めることとしている。

このほか、これまで在留資格「興行」を悪用した人身取引事案が多数発生していたが、二度にわたる同資格の基準省令の改正により、「興行」での入国者数は激減し、最近では、日本人と偽装婚するなどして「日本人の配偶者等」の在留資格を得て入国し、人身取引に巻き込まれる事案が散見されるようになった。

## 2 平成20年中に人身取引の加害者として退去強制した外国人の数

平成20年に入国管理局が人身取引の加害者として退去強制令書を発付した者は9人（前年5人）であり、国籍別の内訳は、インドネシア3人、タイ2人、中国（台湾）2人、中国1人、韓国1人となっている。なお、加害者はインドネシアの1人を除きいずれも女性である。

被害者が減少しているのに対して、加害者への退去強制令書の発付が増加したのは、平成20年以前に人身取引の罪により、実刑判決を受けて服役中であった者6人（平成20年出所）に対し当該令書を発付したためである。

なお、平成19年はフィリピン2人、タイ2人、インドネシア1人に対し、退去強制令書を発付している。

---

（注）平成17年の入管法改正により、「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」が退去強制の対象（入管法第24条第4号ハ）となった。

## 第2節◆外国人DV被害者の適切な保護

### 1 外国人DV被害者の適切な保護

配偶者からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、人身取引事案と同様、人道的観点から迅速・的確な対応を求められている。

入国管理局においては、DVが重大な人権侵害である等の観点から、DV被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする一方、被害者から在留期間の更新申請又は在留資格の変更申請がなされた場合には、原則としてこれを許可し、また、DVを原因として不法残留等している場合は、在留を特別に許可するなど、適切に対応しているところである。

また、平成20年1月に施行された、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法及び同法施行に合わせて作成された「配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を受け、同年7月には、被害者の一層の保護を促進するため、DV被害を受けている外国人を認知した場合の対応等を定めた措置要領を作成した上で、地方入国管理局に周知するとともに、事案を認知した際は速やかに報告するよう通知した。

### 2 平成20年中における外国人DV被害者の認知件数

入国管理局では、被害者の保護を旨とし、関係機関との連携を図りつつ、在留審査又は退去強制手続において、被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案して、人道上的観点から適切に対応しているところ、前記措置要領を定めた平成20年7月から12月末までの間に、在留期間更新申請や退去強制手続の過程等において把握した外国人DV被害者は26人である（表44）。

表44 平成20年7月から同年12月までのDV被害者把握状況

(人)

国籍	認知状況	期間更新等	退去強制手続	相談のみ	合計
フィリピン		9	7	2	18
中国		2			2
インドネシア		1			1
ミャンマー		1			1
タイ			1		1
オーストラリア		1			1
ルーマニア				1	1
コロンビア		1			1
総数		15	8	3	26

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

## 第5章 外国人登録の実施状況

### 第1節◆新規登録及び登録の閉鎖

外国人登録は、外国人が我が国に入国し、あるいは我が国で出生した場合などの際に登録の申請（新規登録）をすることから始まり、その外国人の我が国からの出国、あるいは死亡等による外国人登録原票（以下「登録原票」という。）（注）の閉鎖によって終了する。

平成20年の新規登録の事由別件数についてその構成比を見ると、入国によるものが31万755件で全体の95.7%を占め、次いで出生4.2%、日本国籍離脱・喪失0.02%の順となっている（表45）。

表45 事由別新規登録及び登録閉鎖の状況

（件）

区分		年								
		平成13	14	15	16	17	18	19	20	
新規登録	総数	341,652	331,661	364,868	376,272	377,510	336,684	337,684	324,775	
	入国	328,924	319,155	352,983	364,068	365,725	324,259	324,330	310,755	
	出生	11,986	11,809	11,177	11,464	11,122	11,844	12,902	13,524	
	日本国籍離脱・喪失	85	76	60	111	74	98	89	75	
	その他	657	621	648	629	589	483	363	421	
登録閉鎖	総数	223,684	271,204	286,370	317,334	302,685	312,655	263,495	262,999	
	出国	201,187	250,055	261,259	292,474	279,919	290,352	240,680	241,936	
	日本国籍取得	15,903	14,793	18,566	17,728	16,053	15,376	15,634	13,909	
	死亡	5,771	5,623	5,712	5,742	6,039	5,938	6,168	6,115	
	その他	823	733	833	1,390	674	989	1,013	1,039	

平成20年の登録原票の閉鎖件数について構成比を見ると、出国によるものが24万1,936件で全体の92.0%を占め、次いで、日本国籍取得によるもの5.3%、死亡によるもの2.3%の順となっている。

（注）外国人登録原票とは、我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を記載した外登法上の原簿のこと。

### 第2節◆変更登録

登録原票に登録されている事項の中には、居住地、在留の資格、在留期間、職業など新規登録後の事情の変更等によって変わるものがあるので、登録原票や外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）の記載を事実と合致させるため、登録されている事項に変更が生じたときは、所定の期間



内に変更登録申請を行うことを外国人に対し義務付けている。

また、市町村又は都道府県の廃置分合、境界変更又は名称の変更により、登録原票の記載が事実合わなくなったときは、市町村の長が職権により変更登録することとなる。

平成20年における変更登録総数は227万842件で減少に転じているところ、居住地以外の変更登録申請件数については13年にいったん減少したものの、全体としては増加しており、20年では175万955件で、変更登録全体の77.1%を占めている。

一方、居住地変更登録及び市町村等の廃置分合等による変更登録の件数は、平成19年は約57万2千件であったところ、20年は51万9,887件で一割弱減少している（表46）。



外国人登録証明書

表46 変更登録の状況

年	区分			年	区分		
	居住地	居住地以外	総数		居住地	居住地以外	総数
昭和35	174,637	100,834	275,471	13	411,405	1,090,251	1,501,656
40	154,922	198,419	353,341	14	411,268	1,208,054	1,619,322
45	148,578	266,792	415,370	15	453,489	1,347,221	1,800,710
50	137,195	346,942	484,137	16	480,309	1,426,824	1,907,133
55	164,026	374,366	538,392	17	569,793	1,448,000	2,017,793
60	141,276	445,040	586,316	18	566,549	1,612,858	2,179,407
平成2	216,713	883,814	1,100,527	19	572,062	1,734,259	2,306,321
7	317,807	980,901	1,298,708	20	519,887	1,750,955	2,270,842
12	388,279	1,175,414	1,563,693				

(注1) 平成7年度までは「年度」単位での集計、12年以降は暦年での集計となっている。  
 (注2) 「居住地」に係る変更登録件数には市町村等の廃置分合等による変更登録を含む。

### 第3節◆登録証明書の切替（登録事項の確認）

新規登録後の登録の正確性を維持するため、登録している外国人は、一定期間ごとに市区町村長に対し登録原票の記載が事実合っているかどうかの「確認」の申請をすることが義務付けられており、当該市区町村長による所定の確認を受けると、登録証明書は切り替えられ、新しい登録証明書が交付される。

なお、登録の確認は、昭和55年の外登法の改正により登録証明書を著しくき損し、又は汚損した場合の引替交付、紛失、盗難又は滅失により登録証明書を失った場合の再交付の手続の際にも行うこととされた。62年の同法改正においては、それまで5年ごとであった確認申請の期間を、原則と

して5回目の誕生日ごととし、平成11年の同法改正においては、当該外国人が永住者又は特別永住者であるときは7回目の誕生日とされた。

平成20年の登録確認（切替）申請件数は、23万384件に上っている（表47）。

表47 登録確認の状況

(件)

年	区分	確認	年	区分	確認	年	区分	確認	年	区分	確認
昭和40※		485,439	60※		338,522	13		220,069	17		230,220
45		77,341	平成2		337,760	14		215,815	18		200,793
50		117,087	7		260,014	15		213,549	19		274,369
55※		422,568	12		290,095	16		269,735	20		230,384

(注1) 「※」は、登録証明書の切替年度。

(注2) 平成7年度までは「年度」単位での集計、12年以降は暦年での集計となっている。

## 第4節◆地方自治体と外国人登録

我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にするために収集された登録記録は、外国人の出入国管理を始め国の各行政分野のみならず、地方公共団体、すなわち市区町村による住民行政又はそれと密接に関連するそれぞれの行政分野においても幅広く利用されており、それだけに、市区町村の機能と切り離すことのできない関係にあるといえる。

また、在留外国人又はその代理人、国の機関等は、公的又は私的な関係において当該外国人の居住関係や身分関係を立証あるいは把握等するための資料を必要とすることがあるが、こうした外国人等からの請求に基づき、市区町村長は、行政証明事務として登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書を交付しており、平成20年における交付件数は167万8,103件に上っている。

ところで、外国人登録の事務は、全国を通じて統一的に実施される必要があるため、入国管理局においては、市区町村職員の外国人登録関係法令の知識習得と外国人登録事務の適正かつ効率的な運営を確保するため、外国人登録事務に従事する市区町村職員を対象とした中央研修を実施しているほか、各都道府県単位で実施している研修会に入国管理局の職員を講師として派遣し、適正な取扱いの周知徹底を図っている。

